

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月22日

【事業年度】 第19期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 株式会社カヤック

【英訳名】 KAYAC Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 柳澤 大輔

【本店の所在の場所】 神奈川県鎌倉市御成町11番8号

【電話番号】 0467-61-3399

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 柴田 史郎

【最寄りの連絡場所】 神奈川県鎌倉市御成町11番8号

【電話番号】 0467-61-3399

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 柴田 史郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	6,382,218	8,749,191	12,566,341	16,502,267	17,467,164
経常利益又は経常損失 (千円)	540,359	740,754	1,265,061	1,213,424	1,038,570
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	304,972	505,209	828,842	779,841	511,181
包括利益 (千円)	405,070	420,628	977,973	794,272	552,927
純資産額 (千円)	2,060,591	2,629,862	3,591,290	5,336,320	5,930,388
総資産額 (千円)	5,682,737	7,042,659	7,852,592	10,980,249	11,680,219
1株当たり純資産額 (円)	131.04	159.78	215.17	302.23	335.47
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	20.13	33.27	54.49	50.11	31.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		32.96	53.99	49.54	31.58
自己資本比率 (%)	35.0	34.5	41.8	43.9	46.3
自己資本利益率 (%)	13.9	22.9	29.0	19.2	10.0
株価収益率 (倍)		25.3	12.3	17.2	21.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	445,965	1,295,450	489,660	1,766,803	1,123,086
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	90,766	223,831	13,412	909,260	354,224
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	638,249	263,614	572,148	931,599	35,634
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,256,091	2,513,359	2,458,559	4,260,012	5,004,208
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	439〔45〕	435〔63〕	496〔52〕	577〔31〕	572〔39〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔〕外書は臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人員であります。
2. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第15期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第17期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第16期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
5. 第18期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第17期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	5,120,148	6,851,822	7,628,084	9,851,524	11,402,109
経常利益又は 経常損失 () (千円)	308,702	717,683	665,908	496,163	633,539
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	116,728	279,859	526,307	464,889	694,960
資本金 (千円)	515,732	523,967	537,061	873,501	900,238
発行済株式総数 (株)	15,157,200	15,201,800	15,247,100	15,953,800	16,108,800
純資産額 (千円)	2,490,459	2,693,572	3,226,678	4,276,095	4,994,682
総資産額 (千円)	5,772,532	5,730,690	6,162,618	8,058,370	9,195,874
1株当たり純資産額 (円)	161.14	173.90	209.75	265.33	306.82
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額) (円)		3.90	3.90	3.90	3.90
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失 () (円)	7.70	18.43	34.60	29.87	43.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		18.26	34.28	29.53	42.93
自己資本比率 (%)	42.3	46.1	51.9	52.5	53.7
自己資本利益率 (%)	4.6	11.0	18.0	12.5	15.1
株価収益率 (倍)		45.6	19.3	28.9	15.8
配当性向 (%)		21.2	11.3	13.1	9.0
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	{ 317 40 }	{ 280 21 }	{ 260 17 }	{ 270 16 }	{ 270 16 }
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ 株価指数) (%)	95 (110)	133 (148)	107 (123)	138 (91)	111 (89)
最高株価 (円)	907	1,068	945	1,636	1,379
最低株価 (円)	540	315	655	615	617

- (注) 1. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式数により、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式数により算出しています。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第15期は無配のため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔〕外書は臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人員であります。
4. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第15期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 最高・最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場による株価を、それ以前はマザーズ市場における株価を記載しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年 月	事 項
1998年 8月	様々なインターネットサービスを提供することを目的として、(資)カヤックを東京都新宿区に設立
2001年10月	(資)カヤックを自社サービスの開発・運営に特化させるため、クライアントワークに特化した会社として、(株)クーピーを東京都目黒区に設立
2002年 9月	本社を神奈川県鎌倉市に移転
2005年 1月	(株)カヤックを神奈川県鎌倉市に設立
2005年 5月	(資)カヤックを解散
2007年 9月	静岡県静岡市葵区に静岡支社を設置
2008年 9月	業務効率化を目的として、(株)クーピーを合併し、(株)クーピーの本社を、自由が丘支社として運用開始
2009年 7月	子ども服専門のアパレル事業を営む(株)グッドイブニングを子会社として設立
2009年 9月	静岡支社を鎌倉本社に統合し閉鎖
2010年 1月	(株)ディー・エヌ・エーのモバゲープラットフォームのオープン化と同時に、当社として初となるソーシャルゲームをリリース、ソーシャルゲームサービスの展開を開始
2010年12月	(株)グッドイブニングを合併
同上	グループチャットアプリ「ナカマップ」をリリース
2011年 2月	自由が丘支社を東京都渋谷区に移転、恵比寿支社に名称変更
2011年 4月	京都府京都市下京区に京都支社を設置
2011年 5月	東日本大震災復興支援のため期間限定で宮城県仙台市宮城野区に仙台支社を設置
2011年 8月	仙台支社を閉鎖
2012年 9月	神奈川県横浜市西区に横浜支社を設置し、恵比寿支社及び京都支社を集約
2013年 5月	グループチャットアプリ「ナカマップ」を「Lobi」へ名称変更し、スマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティサービスを提供
2014年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年11月	ブライダル事業を営む(株)ブラコレ(現 連結子会社)を子会社として設立
2016年 2月	ゲーム事業を営む(株)ガルチ(現 (株)カヤックアキバスタジオ 連結子会社)の株式取得
2016年 2月	D HEARTS VIETNAM CO.,LTD.(KAYAC HANOI CO.,LTD.へ商号変更)の持分取得
2016年 8月	自宅葬に特化した葬祭事業を営む(株)鎌倉自宅葬儀社(現 連結子会社)を子会社として設立
2017年 4月	稲村ガ崎三丁目不動産(株)(現 鎌倉R不動産(株) 連結子会社)の株式取得
2017年 6月	ウェルブレイド(株)(現 GLOE(株) 連結子会社)の株式取得
2017年 9月	カヤックLIVING(株)を子会社として設立
2018年 2月	サンネット(株)(現 連結子会社)の株式取得
2018年 8月	(株)QWANを子会社として設立
同上	KAYAC HANOI CO.,LTD.の持分譲渡
2018年10月	(株)Helteの株式取得
2018年11月	本店の所在地を神奈川県鎌倉市御成町11番8号に移転
2019年 6月	八女・流域資本(株)(現 (株)八女流 連結子会社)の株式取得
2020年 9月	(株)カヤックLIVING及び(株)QWANを吸収合併
2020年11月	(株)SANKO(現 連結子会社)の株式を取得し、同社の子会社である(株)RIZeST及びマンガデザインーズラボ(株)を連結子会社化
2021年 2月	ウェルブレイド(株)が(株)RIZeSTを吸収合併し、商号をウェルブレイド・ライゼスト(株)(現 連結子会社)へ変更
2021年 5月	(株)カヤックゼロ(現 連結子会社)を子会社として設立
2021年 9月	(株)ゲムトレ(現 連結子会社)及び(株)アドア(現 (株)カヤックボンド 連結子会社)の株式取得

年 月	事 項
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年 5 月	㈱カインズと資本業務提携、同社に対して第三者割当による新株式発行
2022年 5 月	大和証券㈱に対して第三者割当による新株予約権発行
2022年 7 月	㈱カヤックポラリス（現 連結子会社）を設立
2022年 8 月	㈱eSP（現 連結子会社）の株式取得
2022年 9 月	ネイティブ㈱の株式取得
2022年11月	㈱Papillonの株式取得
2022年11月	ウェルブレイド・ライゼスト㈱が東京証券取引所グロース市場に上場
2023年 5 月	ネイティブ㈱及び㈱Papillonを吸収合併
2023年 8 月	ウェルブレイド・ライゼスト㈱が㈱en-zin（現 連結子会社）を設立

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（㈱カヤック）及び連結子会社14社（㈱ブラコレ、㈱カヤックアキバスタジオ、㈱鎌倉自宅葬儀社、鎌倉R不動産㈱、ウェルブレイド・ライゼスト㈱、サンネット㈱、㈱八女流、㈱SANKO、㈱カヤックゼロ、㈱ゲムトレ、㈱カヤックボンド、㈱カヤックポラリス、㈱eSP、㈱en-zin）と関連会社1社（AI Picasso㈱）によって構成されております。当社は、創業から一貫して「面白法人」のブランド化を進めており、「つくる人を増やす」という経営理念のもとに、受け止めた人の心に驚きや感動をもたらすような様々なインターネットサービスを提供するクリエイティブな企業であることを目的として、事業活動を行っております。

当社グループのサービスは（1）新しいアイデア、新しい技術及びサービスを用いたインターネット広告の制作を受託し、クライアントのマーケティング及びブランディングを支援する「面白プロデュース」、（2）ソーシャルゲームやハイパーカジュアルゲームの提供及びゲームの受託型開発を行う「ゲームエンタメ」、（3）eスポーツイベントの運営、ゲーム大会管理システムの提供などのゲームファンに向けた一連のコミュニティサービスを提供する「eスポーツ」、（4）地方公共団体や地域企業に対して、まちづくりに関するコンテンツの開発とサービスを行う「ちいき資本主義」を主要なサービスとしております。また、（5）「その他サービス」として、新規サービスの開発及び投資を行っております。

当社グループは、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要なサービス毎に記載しております。

(1) 面白プロデュース

当社設立当時からサービスであり、新しい技術とアイデアに挑戦し、クライアントとその先にいるユーザーに新しい体験を提供することで、クライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しています。特に、これまでにないユニークな体験がソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）上で話題になることで、広告の相乗効果を生むWEBキャンペーンの制作を主力のフィールドとしています。スマートフォンの普及、VR（注1）やAR（注2）などの新しい技術の出現を背景に、WEB領域にとどまらないリアルと連動した案件が増加傾向にあります。VR等の最先端の技術を用いた高付加価値なコンテンツの制作に挑戦することで、最先端の技術・ノウハウが蓄積され、結果として高品質・高付加価値なサービスの提供へとつながっています。

最近では広告領域にとどまらず、クリエイティブ力を活かし、新規サービスをクライアントとともに共同開発する等の新しい試みも実施しております。収益構造としては、キャンペーン、プロモーションを中心としたインターネット広告の制作を、クライアントから直接、もしくは広告代理店を介して、受託しております。

(2) ゲームエンタメ

スマートフォン向けにネイティブアプリ（注3）として、ソーシャルゲームを提供しております。アプリの展開先は、主にGoogle Inc.の運営するGoogle PlayやApple Inc.が運営するApp Storeなどのプラットフォームとなっております。ソーシャルゲームは、ユーザーが他のユーザーと協力してゲームを進めるゲーム設計に特徴があるため、シリーズ累計1,000万ダウンロードを超える「ぼくらの甲子園！」シリーズに代表されるようにゲームを通じてユーザー間におけるコミュニケーションを促し、ユーザーが強い仲間意識を感じられることを意識したサービスを提供しております。また、一部のアプリについては、他社と共同して開発することにより、ノウハウ・技術・ブランド等の資産の共有や開発リスクの低減といった協業のメリットを享受する形でサービスの提供を実施しております。最近では、年齢、国籍、性別、ゲーム歴などを問わない世界中全ての人をターゲットにした当社の「ハイパーカジュアルゲーム」が高い評価を得ており、2023年の世界のアプリダウンロード数ランキングは、2022年に引き続き、日本企業で1位となっております。また、子会社の㈱カヤックアキバスタジオでは、スマートフォンゲームの受託開発、VR・ARコンテンツの制作などを行っております。

収益構造としては、自社のオリジナルタイトルの場合、ユーザーは原則無料でサービスを利用することができますが、一部アイテムや機能を有料で提供することで課金収入を得ております。他社と協業でアプリを提供する場合は、当社がアプリを開発するため、開発受託による収益と課金収入のレベニューシェアから構成されております。ハイパーカジュアルゲームにつきましては、ユーザーに対しては原則無料でサービスを提供する一方、アドネットワーク事業者（注4）を通じて表示するゲーム内広告によって広告収益を得ております。

(3) eスポーツ

ゲームコンテンツに関連するコミュニティ形成や活性化を支援するサービスを展開しております。子会社のウェルブレイド・ライゼスト㈱を通じて、eスポーツ大会の企画・運営、プロ選手や実況解説者などのタレントマネジメント、自社eスポーツリーグの運営、eスポーツの普及・教育活動などを行っています。他方、ゲーム大会の管理システム「Toname1（トナメル）」の開発・運営など、ゲームコミュニティの活性化につながるプラットフォームの提供も行っております。eスポーツ市場の拡大に加え、対戦形式の機能拡充にともない、「Toname1」を用いた大会開催数も増加傾向にあります。また、ゲームのオンライン家庭教師サービスを提供する㈱ゲムトレや、小学生向けeスポーツ教室を運営する㈱eSPを連結子会社化するなど、eスポーツ周辺領域のサービス拡充を図っております。

収益構造としては、eスポーツイベントの企画・運営では、クライアントから直接、もしくは広告代理店を介して、受託しております。「Toname1」については、ユーザーは原則無料でサービスを利用することができる一方、一部の大会では主催者からシステム利用料を得ております。ゲームのオンライン家庭教師サービス及び小学生向けeスポーツ教室は、ユーザーより入会金及び月額利用料をいただいております。

(4) ちいき資本主義

当社では、地域には地域経済資本、地域社会資本、地域環境資本の3つの資本があると考えています。GDPに代表される経済資本のみならず、人のつながりやコミュニティ、自然や文化を指標化し、充実させていくことによって、持続可能な成長を達成できるとの理念のもと、地域資本の増大に資するサービスを展開しております。具体的には、地域と移住希望者を結ぶ移住プラットフォームの「SMOUT」、地域のつながりづくりのためのコミュニティ通貨サービス「まちのコイン」、鎌倉市内で展開する「まちの社員食堂」や「まちの保育園」などがあります。当社の地方創生への取り組みに対する認知の向上と合わせ、「SMOUT」の登録ユーザー数と「まちのコイン」の導入地域数は増加傾向にあります。また、これらのプラットフォームサービスの提供を契機として、新たな観光資源の発掘や関係人口の創出を支援する地域プロモーションの受託も増加しております。

収益構造としては、「SMOUT」及び「まちのコイン」のシステム導入費や月額利用料、地域プロモーション制作費などを、地方自治体や地域企業から得ています。

(5) その他サービス

その他のサービスとして、オリジナリティを重視したインターネットサービスの開発・運営・販売を行っております。ウェディングプランナーとユーザーをつなぐブライダルプラットフォーム「プラコレWedding」、湘南エリアの不動産のセレクトショップ「鎌倉R不動産」、福岡県八女市の豊かな自然を流域資本と考え、新しい視点で地域産業を活性化する地域商社「八女流」など、新規サービスの開発及び投資を積極的に行っております。

なお、主要な4つのサービスは、各々が単独で収益を獲得するのみならず、ソーシャルゲーム・ハイパーカジュアルゲームやeスポーツ事業が連携してユーザーの相互送客を実施する、ソーシャルゲーム・ハイパーカジュアルゲームで培ったゲームのノウハウを面白プロデュースのWEBキャンペーンに利用する、また、面白プロデュースで培った広告ノウハウを利用し自社ゲームの広告や地域プロモーションを行うなど相互が有機的に結びつきサービス間におけるシナジー効果を発揮しております。

また、複数のサービスを提供しているからこそ、サービス間のシナジーを大切にしており、「SMOUT」や「まちのコイン」のWEBサービスをクリエイティブ力の高いクライアントワークチームで制作する等の事業面でのシナジーはもちろんのこと、人事・採用ノウハウの共有等の組織間のシナジーや、シナジーが起こりやすくする仕組み等の組織体制も構築しております。

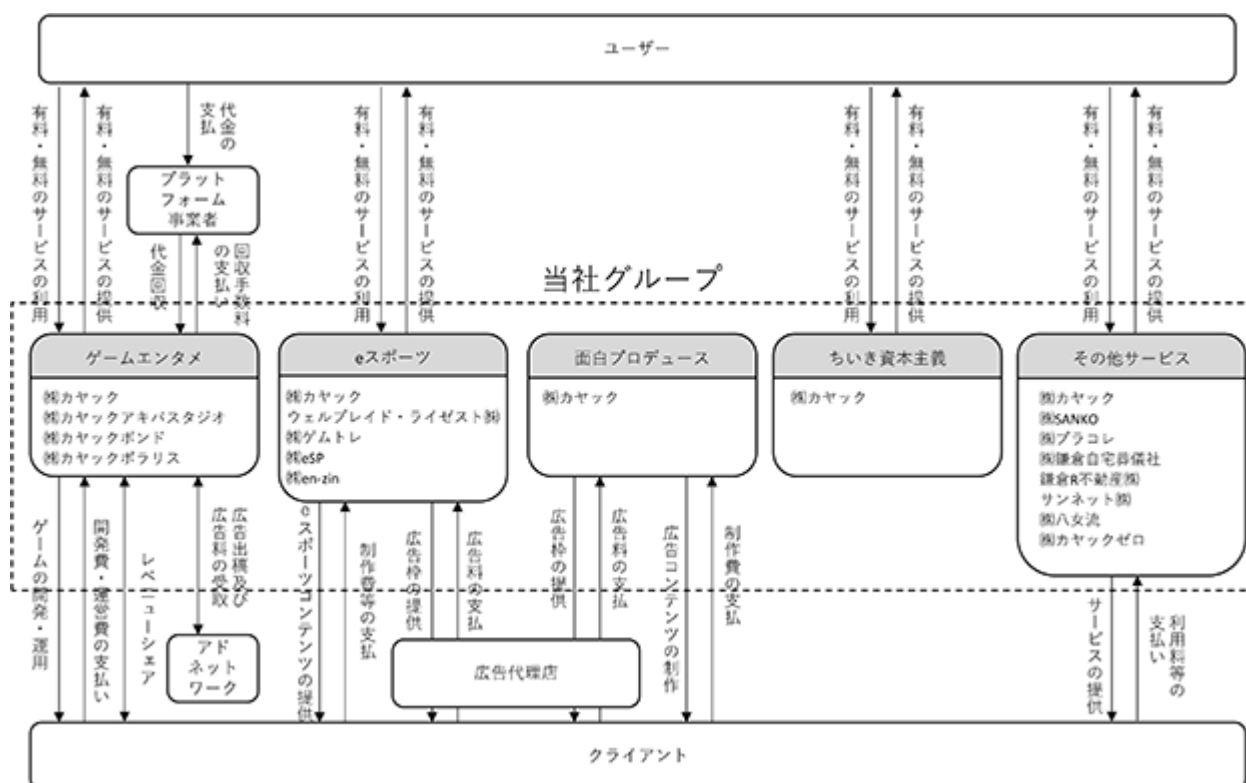
(注1) VRとは、バーチャルリアリティ (Virtual Reality) の略称です。「仮想現実」のことを指し、コンピューターなどによって作り出されたサイバースペースをあたかも現実のように体験する技術のことです。

(注2) ARとは、オーグメンティッドリアリティ (Augmented Reality) の略称です。「拡張現実」のことを指し、人間が知覚している現実環境をコンピューター技術によって拡張する技術のことです。

(注3) ネイティブアプリとは、アプリのうち、パソコンやスマートフォンなどの端末が有するマイクロプロセッサが直接解釈し実行できる形式のものであります。

(注4) アドネットワークとは、インターネット広告のうち、広告媒体のWEBサイトを多数集めて広告配信ネットワークを形成し、その多数のWEBサイト上で広告を配信するタイプの広告配信手法であります。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)ブラコレ	神奈川県鎌倉市	11,500	その他サービス	55.0	役員の兼任 当社より資金援助を受けて おります。
(株)カヤックアキバ スタジオ	東京都千代田区	81,500	ゲームエンタメ	100.0	役員の兼任
ウェルブレイド・ ライゼスト(株) (注)1、2、3	東京都新宿区	147,803	eスポーツ	52.6	営業上の取引
(株)SANKO	東京都千代田区	30,000	その他サービス	75.0	
(株)カヤックボンド	東京都千代田区	10,000	ゲームエンタメ	100.0	役員の兼任 営業上の取引
その他9社					
(持分法適用関連 会社) その他1社					

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
2. 有価証券報告書を提出しております。
3. ウェルブレイド・ライゼスト(株)は、2024年2月1日付けで、GLOE(株)に商号変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	572 (39)
---------	----------

- (注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
270 (16)	35	6.1	6,160

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントのため、内訳の記載はありません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「つくる人を増やす」という経営理念を掲げ、受け止めた人の心に驚きや感動をもたらすような様々なインターネットサービスを提供するクリエイティブな企業であることを目的として、事業活動を行っております。当社グループは、このような経営の基本方針に基づいて事業を展開しながら、企業価値並びに株主価値の増大を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視する経営指標は、売上高、売上高営業利益率及びクリエイター数であります。収益力の向上を図るとともに規模の拡大を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、日本的面白コンテンツ事業を中心としたインターネットの総合企業となるべく、クリエイター（クリエイティブカ）を軸に、既存事業のさらなる拡大に加え、ユーザーに新しい価値を提供する新規サービスを継続的に立ち上げ、収益化手段の多様化や既存事業とのシナジー創出に取り組み、中長期にわたって持続的に成長する事業ポートフォリオの構築とその土台（仕組み）となる組織戦略を重要な経営戦略として進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、事業規模の拡大と収益源の多様化を図るため、「面白法人」というブランドコンセプトを活かしたビジネス領域の拡大にも積極的に取り組むと共に、優秀な人材確保・育成のための創造的な職場環境の整備や経営理念の浸透、内部統制やコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

コーポレートブランド価値の向上

当社は、創業以来「面白法人」としてのブランド化を進めてまいりました。これは、「つくる人を増やす」という経営理念や、「何をするかより誰とするか」や「サイコロ給」等のカヤックスタイルに代表されるように、新しい法人の価値観の共有と実践によるものであります。また、地域貢献の一環として鎌倉で社員食堂や保育園を展開する他、地域社会をインターネットで豊かにする取り組みも行っております。「面白法人」ブランドは、当社のこうしたユニークな取り組み等が各種マスメディアで取り上げられる機会が増加するとともに、認知度が徐々に高まりつつあると認識しております。

「面白法人」ブランドの価値向上は、優秀な人材の確保や当社グループの有するコンテンツの強化につながるため、当社グループがさらなる成長をするうえで重要であると考えております。優秀な人材の確保では、当社グループの理念に共感していただいたうえでの採用応募が増えるため、採用力の強化につながります。また、当社グループの有するコンテンツの強化の観点では、当社グループの提供するサービスをまだ利用していない潜在的なユーザーへのマーケティングと既存ユーザーのロイヤリティの向上が可能と考えております。

今後とも「面白法人」らしい様々なサービスの提供と組織制度の構築・運用を実践するとともに、当社グループの活動をコーポレートサイトや各種メディア、書籍等で世の中に継続的に発信しつづけることで、「面白法人」としての当社の知名度を向上させ、コーポレートブランド価値の向上を図っていく方針です。また、「面白く働いているか」というNPS（Net Promoter Score）を重要な経営指標とすること等により「面白法人」としての組織の成長に努めてまいります。

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及が進み、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、スマートフォンに限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。社内で新技術に関する勉強会や新技術を用いたプロダクトの発表会を開催することで、新技術に触れる機会を創出するとともに、サービスへの新技術の積極的な活用を促し、新技術への対応を進めております。また、新技術へ対応すること、新たなサービスを生み出すこと等の「変化すること」を人事評価の項目に含めており、組織として、新しいことに常に挑戦する風土・文化の構築に努めるとともに、アイデア発想法の一つである「ブレインストーミング(ブレスト)」を定常的に会議に利用することで新しい技術及びアイデアを生み出しやすい環境の構築に努めております。

環境に合わせたリソース配分の最適化

当社グループは、主要なサービスとして、「面白プロデュース」、「ゲームエンタメ」、「eスポーツ」及び「ちいき資本主義」と特性の異なる4つのサービスを展開しております。

広告キャンペーンの制作を中心とした「面白プロデュース」は、企業の広告予算に影響を受けますが、インターネット関連の広告予算は年々増加しており、当社の追い風となっております。新型コロナウイルスの感染拡大によりリアルでのイベント施策は世界的に大幅な縮小を迫られておりますが、当社では、技術力を活かして、いち早くオンライン施策の提案に切り替えるなどの対応策を実施しております。最近では、Webコンテンツの作成から、企業の研究開発、アミューズメント施設でのイベントの企画、ブランド・マネジメントなどへも事業領域が拡大、安定的かつ継続的に収益を伸ばすことができしております。

「ゲームエンタメ」は、ヒットタイトルが生まれることで大きな利益を獲得することができる反面、市場環境の変化、技術の変化、競合企業の出現などに影響を受けやすい傾向があります。そのため、新規タイトルの開発は状況を的確に見極めて慎重な判断を下すとともに、リリースしたタイトルの収益性の向上に努める必要があります。最近では、ハイパーカジュアルゲームの拡大に加え、子会社においてソーシャルゲームの受託開発が伸長しており、グループ全体でのクリエイターのリソース最適化に取り組んでおります。

ゲームファンに向けた一連のコミュニティサービスを展開している「eスポーツ」では、急速に拡大するeスポーツ市場に向けたサービスの拡充に取り組んでおります。ウェルブレイド・ライゼスト(株)が大会の企画・運営、タレントマネジメント等で実績を積み上げ、プレゼンスの向上に努めてまいります。ゲーム大会の開催を簡単にする「TonameI(トナメル)」では、ユーザー数の拡大に向け、機能強化に取り組んでおります。

「ちいき資本主義」については、プラットフォーム事業である「まちのコイン」と「SMOUT」の導入自治体数の拡大に努めることに加え、コミュニティ再生やSDGs、移住促進や関係人口創出などの分野のサービス提供を通じて収益拡大を目指してまいります。

このように複数のサービスを運営する当社グループでは、クリエイターのリソース配分を最適化することで、ユーザーのニーズ及び市場環境の変化に適切に対応する必要があります。そのため、クリエイター比率が90%を超える組織とするとともに、クリエイターのリソースをサービスの垣根をなくして一元的に管理し、状況に応じて配分を変更するアサインシステムを構築しております。これにより急激な環境変化にスムーズに対応し、最適なリソース配分を実現できるよう努めてまいります。また、リソースの一元管理を行うことで、サービス間のノウハウの共有と経験の多様化も促します。

健全性・安全性の維持

当社グループは、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化のため、専属の監視チームの設置、監視ツールを開発して、健全性維持に取り組んでおります。

内部管理体制の充実

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に
応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいり
ます。

また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活
動と研修活動を行ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、サステナビリティと
いう観点から、今後も継続的にあるべき体制と管理すべきリスク、戦略の方向性を検討してまいります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

ガバナンス

当社グループは、重要な経営課題について、当社の執行役員会議及びコンプライアンス委員会等において検討
し、必要に応じて取締役会に報告を行うこととしております。なお、人的資本に関連する取り組みにつきま
しては、管理本部が管掌しており、具体的な施策やその効果等については適宜取締役会に報告を行って
おります。当社グループのガバナンスに関する詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」
に記載のとおりであります。

リスク管理

当社グループは、経営の健全性を維持しつつ事業の継続的発展及び企業価値の向上を図るため、様々なリスク
について、適正に管理し、その対応策を実施する活動を推進及び統轄することを目的として、リスク管理委員会
を設け、全社的な管理体制を整えております。

リスク管理委員会がリスクが発生する業務を所管している部署と連携しながら、リスクの特定・測定・評価及
びその対処方針の立案と実行を行うプロセスを整備しています。弁護士、税理士及び社会保険労務士等の外部の
専門家からのアドバイスを得られる体制を整え、潜在的なリスクの早期発見にも努めています。また、リスク管
理の結果については、リスクが発生する業務を所管している部署で一次的に検証するとともに、リスク管理委員
会及び内部監査室がモニタリングを行う体制となっています。

人的資本に関連するリスク管理についても上記同様の体制に則りリスク管理プロセスを運営し、リスク管理の
結果については管理本部をリスク所管部署として把握し、案件に応じて、執行役員会議への報告・提言を行っ
ています。

なお、発見された重要なリスクに関しては、執行役員会議及びコンプライアンス委員会において検討し、必要
に応じて取締役会に報告を行うこととしております。

当社グループのリスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりでありま
す。

(2) 戦略上重要なサステナビリティ項目と指標

当社及び当社グループが貢献すべき社会実現と3つの戦略

当社が貢献すべき社会実現の姿と、そこにいたる3つの戦略についてご説明いたします。

(a) 「面白がる」というあり方の訴求

当社は創業来、通称を「面白法人カヤック」とし、「面白法人」を企業理念と位置づけ企業活動を行って
います。「面白法人」とは、面白いことをする会社と認識されることもありますが、我々が最も重視している
のは、「面白がる」あり方や姿勢です。面白い、楽しい、嬉しいのようにリアクティブに抱く感覚ではなく、
「面白がる」は能動的で主体的な姿勢です。社会のどのような事柄に対しても、面白がる姿勢を持ち続けるこ
とで、主体的で創造的に振る舞うことが可能になると考えています。社会に対して、主体的で創造的に振る舞
う人物こそが、我々が考える「つくる人」であり、「面白がる」というあり方を社会に対して広く訴求するこ
とこそ、当社の経営理念である「つくる人を増やす」そのものです。

面白がる人がたくさん集う当社、及び当社グループが自由奔放に成長し、存在を広く知られることで、社会
全体に「面白がる人」や「面白法人」が増えて欲しいと考えています。このように、当社が「面白法人」とし
てのあり方を追求することこそ、世の中や社会に主体的で創造的に関わる人を増やし、社会の創造性を高める

ことだと確信しています。

(b) コンテンツ的な価値創造の提供

継続的な技術開発により社会は現在も発展し続け、さらに便利で効率的に成長しています。機能的で便利なサービスを提供する企業が増えたことで、安心安全で快適に暮らすことができる社会に成熟してきました。しかしながら便利で効率的になることで、社会の画一化が進んだことも事実です。多くの事象において、経済効率を求めることは同様の解に至ります。

一方昨今では、個人の趣向はより多様化し、様々な豊かさや楽しさが求められる時代になりつつあります。とくに「コンテンツ」や「IP」と言われる、漫画やアニメなどは作品ごとに個性的な価値観が存在し、ユーザーにより好きも嫌いもあるものです。しかし、だからこそ愛着や熱情が生まれます。創業来、広告やゲームをはじめとしたエンタメコンテンツを開発してきた当社は、このような「コンテンツ的な価値創造」のノウハウを多様な事業として社会に提供し、個性化による愛着の醸成をすすめ、愛着あふれる社会にするべく貢献してまいります。



(c) コミュニティ指向社会への変容

近年の大規模災害や感染症被害などを通じ、人と人とのつながりや地域コミュニティの重要性が再認識されてきました。ものづくりやスポーツなどの趣味を通じて地域の仲間がつけられることは多く、社会関係の充実やコミュニティへの所属感、個人の幸せに対しても大きな影響があると当社は考えています。

一方で、ネット社会の発展につれ社会関係の作り方も多様化しています。アイドルや漫画、ゲームなど、趣向性の強いコンテンツの周辺には熱量の高いファンコミュニティが形成され、近年では「推し活」といわれる消費行動が活発になっています。同趣同好性の高いコミュニティでは、マスマーケットとは異なる、熱量の高い市場（コミュニティマーケット）が形成されます。

創業来、コンテンツ事業を推進してきた当社は、近年、eスポーツや地方創生など、コミュニティ関連のサービスへ事業領域を拡大してきました。今後とも当社はコミュニティ関連事業の提供を通じ、誰もが愛着あるコミュニティと出会い、共感関係を育める社会の実現に貢献してまいります。

重要なサステナビリティ関連項目および指標

前項で記載の社会実現に関する3つの方針について、それぞれの経営状況を評価可能とするため、下記のような項目についてサステナビリティ関連項目を構成し、継続的に管理していく計画です。

主要テーマ	達成すべきエレメント	アクションアイテム	主要KPI
「面白がる」というあり方の訴求	社会に対する「面白がる」の浸透(プレスト)	a. 面白く働く社員の拡大(自分たちが面白がる) b. カヤック流プレストの普及	a. 「面白指数」の測定継続年数と推移 b. プレストカードの販売累計個数
	クリエイターを中心とした多様な人材の価値向上	a. クリエイター比率 b. 当社らしいD&Iの実現と成長機会の提供 c. 健康経営の実施	a. クリエイター比率 b. 中途採用に占めるオープンポジション比率 c. 職住近接をしている社員の割合
	面白法人グループ拡大とガバナンス強化	a. 確固としたガバナンス体制の構築 b. データセキュリティ及びプライバシー確保 c. 事業継承問題の解消とグループ拡大	a. 社外取締役比率/取締役会実施数 b. 情報セキュリティインシデント件数 c. M&Aクロージング件数
コンテンツ的な価値創造の提供	個性化の促進による社会の多様化	a. 個性的で話題性あるコンテンツの提供 b. 面白プロデュースサービスの成長	a. 広告賞受賞数 b. 面白プロデュースの売上高成長率
	愛着あふれる社会の実現	a. 愛着あふれるコンテンツの運営	a. 自社運営コンテンツのダウンロード数
コミュニティ指向社会への要容	推し活やファンコミュニティ社会の成熟	a. ゲームエンタメサービスの成長	a. ゲームエンタメの売上高成長率
	地域共創によるジブンゴトとしてのまちづくり	a. 地域資本主義の諸活動の導入拡大と活性化 b. 地域企業としての実践	a. SMOUT利用地域数 b. 職住近接手当率(※上記と重複)
	マス経済からコミュニティ経済への移行	a. eスポーツサービスの成長 b. ちいき資本主義サービスの成長	a. eスポーツの売上高成長率 b. ちいき資本主義の売上高成長率

指標

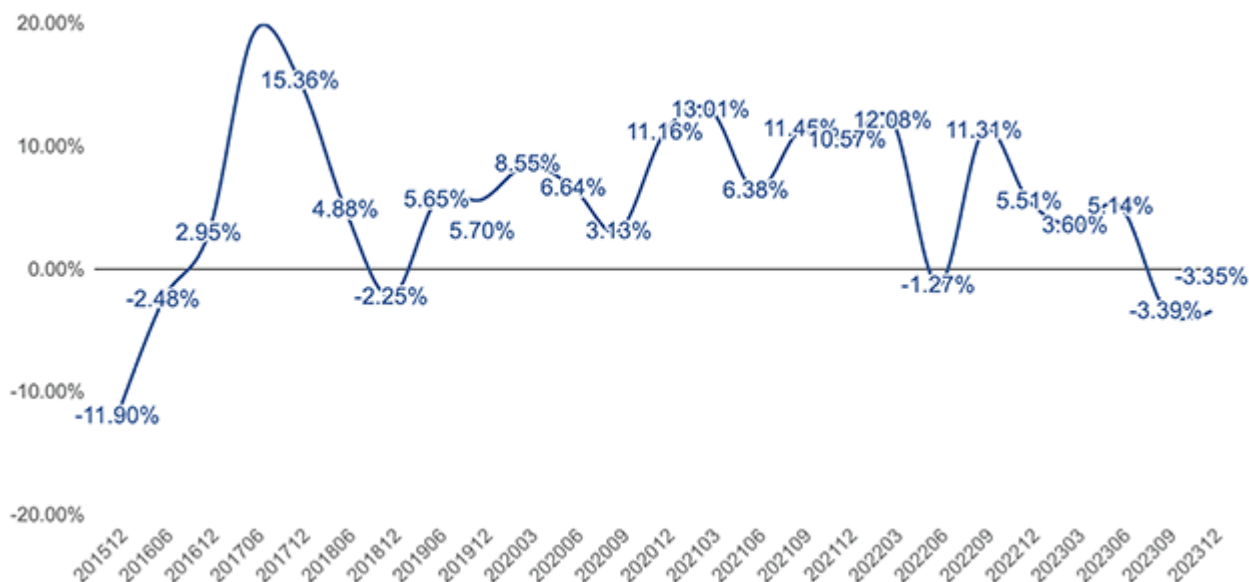
重要なサステナビリティ関連項目と紐付く指標を、上記の体系表を参照しながら、以下に説明します。

- ・「面白指数」の測定継続年数と推移：面白NPS 0.5% (2023年平均)、測定継続年数 8年

「面白指数」とは、社員に対して「あなたは面白く働いていますか?」と11段階評価で定期的に回答してもらうもので、8年前から測定を開始しています。企業理念である「面白法人」を社員が体現できているかを測定する指標です。

従業員エンゲージメント等と似た概念ではありますが、他社との比較を目的とせず、あくまで「面白法人」を体現できているか各々の内省を重視し、過去の経緯との比較を目的としています。

面白NPSの計算方法としては、NPS (Net Promoter Score) 同様に、9～10点を付けた社員の比率から、0～6点を付けた社員の比率を引いて出てきた数値となります。

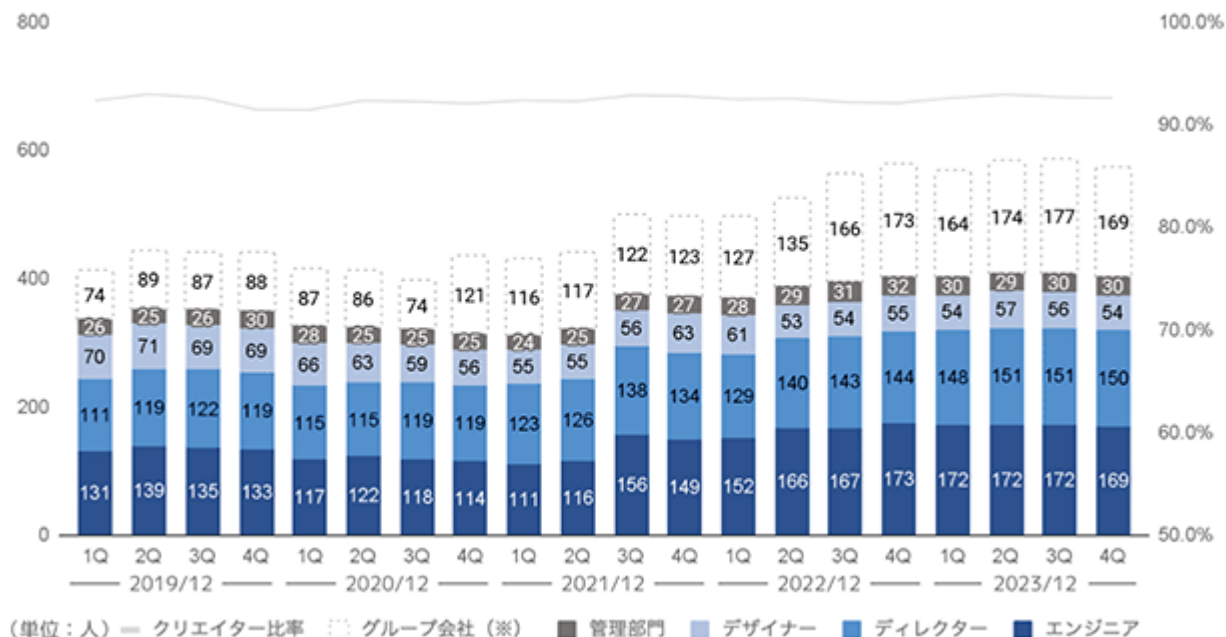


- ・プレストカードの販売累積個数：3,125個

「面白法人カヤックさんになりたいのだが、どうすればいいか?」の要望に応じて開発されたのが、プレストカードです。何でも面白がれる体質になれるトレーニングとしての「ブレインストーミング」を練習可能にしたツールで、主にAmazonで販売されています。

- ・クリエイターの比率：92.6% (2023年第4四半期)

当社の決算説明会資料にも記載している指標です。クリエイターは当社グループの最重要経営資本であり、つくるコンテンツの話題性によるブランド力や自由闊達な職場環境などによる採用競争力も強みです。90%を目標として継続的に運用しております。なお、(株)カヤックアキバスタジオおよび(株)カヤックポンドは、当社の秋葉原拠点の位置づけで一体的な運営を進めているため、当社の重視するクリエイターの数のカウントに含めておりません。



・年間中途採用数に占めるオープンポジション比率：15%（2023年通期）

能力・経験・知識など、実力の多様性（タスク型ダイバーシティ）を担保するために、当社内に求人ニーズが存在しないにもかかわらず中途採用を行った人材の割合を公開します。

我々としても想定外の採用であり、社内の実力の多様性を表現していると考えます。この割合は、「何をするかより誰とするか」という当社の大切にしている価値観を表現する指標にもなっています。

・職住近接をしている社員の割合：50%（2023年末時点）

当社は、職住近接のワークライフスタイルを奨励しています。鎌倉・逗子・葉山などに住む社員には、家賃の一部を補助する「鎌倉職住近接手当」を支給しております。

「まちの保育園」、「まちの社員食堂」をはじめとする「まちの」シリーズは、鎌倉に住む社員の子育てや生活を支援すると同時に、鎌倉で働く人たちとの接点生まれ、共創につながることを目的としており、当社の地域企業としての実践の1つです。

「仕事場が楽しい」これは当社が最も大事にしている価値観ですが、あわせて、自分の住む地域も楽しいということになれば、人生が2倍、3倍楽しくなります。これが当社の健康経営です。

・提出会社の社外取締役比率：42.9%（2023年通期）

・提出会社の取締役会実施数：21回（臨時取締役会含む 2023年通期計）

2021年の「コーポレートガバナンス・コード」改訂により支配株主を有する上場会社は、少なくとも3分の1の独立社外取締役の選任が求められています。株主重視の基本原則を持ちながら、社会における企業の責務を認識し、当社グループと関係するステークホルダーとの調和ある利益の実現に取り組んでおります。

提出会社の取締役会は、監査等委員である取締役をのぞいた4名のうち1名が社外取締役であり、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役となっております。

・情報セキュリティインシデント件数：1件（2023年通期）

情報技術とりわけAI技術の発展が著しい中、話題喚起性の高いエンタメ領域を中心に先端テクノロジーを取り入れた新規的なコンテンツ体験を創造する当社グループだからこそ、セキュリティ強化とプライバシー保護を重要項目として捉えております。

なお、当期発生1件につきましては、人的要因の限定的な規模の事象ではありますが、経緯を整理し、再発防

止対策の導入を行っております。

・M&Aクロージング件数：0件（2023年通期）

当社は創業以来「何をするかより誰とするか」という考え方を重視し、事業領域にこだわらず、組織戦略重視の企業経営を行っています。これまでの当社の企業成長は、特徴的な人財採用や、クリエイターが働きやすい制度設計やオフィスづくり、組織開発や文化形成を重要課題として注力してきた結果です。

一方で、当社は上場を機に「面白法人グループ」として、1社から約20社へグループ編成を強めてきました。現在では、売上高の40%前後がグループ会社によるものであり、グループ編成が大きな成長要素となっています。そこでも「何をするかより誰とするか」という考え方を重視しており、成長戦略は「仲間を増やす」ことです。当社が採用や組織にこだわってきたように、当社グループは企業共同体としての仲間づくりに注力しています。特に重視しているのはM&Aによるグループ編成の強化です。

また、社会環境をみれば、M&A仲介事業の市場環境は成長を続ける状況にあり、その背景では地方部を中心とした事業承継者不足の課題が顕在化しています。しかしながら、承継を望む多くの経営者の方々は承継してもらえなければ誰でも良いというわけではありません。情熱をもって育ててきた企業であり、愛すべき従業員が働く企業です。我々が関わる多くの地域の経営者の方々とお話しすると、やはり共感できない経営者や事業会社には承継したくないと考えていらっしゃるようです。これらは、まさに当社グループが経営上重視しているテーマであります。

このような背景のもと、今後はより多くの企業との関係性を構築し、当社らしく相互の共感や信頼を創造しながらグループ編成を強め、総体的な価値創造も進めていくことを一層重視していきたいと考え指標としました。

・広告賞受賞数：7（2023年通期）

当社はヒットコンテンツが面白法人のブランドをかたちづくる重要な要因であり、企業価値の源泉と考えています。ヒットコンテンツの目安として広告賞受賞を重視しています。

・面白プロデュースの売上高成長率：-2.5%（2023年通期）

・自社運営のコンテンツのダウンロード数：348,018,644（2023年通期）

当社が運営するコンテンツのApp Store並びに Google Play ストアでのダウンロード数の年間合計数です。

・ゲームエンタメの売上高成長率：+9.0%（2023年通期）

・SMOUT利用地域数：938（2023年通期）

全国約1,700の自治体において、当社のちいき資本主義関連サービスの中でも特に利用数の多いSMOUTの地域ユーザー数を指標と考えています。

・eスポーツの売上高成長率：-5.3%（2023年通期）

・ちいき資本主義の売上高成長率：+65.8%（2023年通期）

その他、現在は具体的な目標は設定されておりません。引き続き重要なサステナビリティ項目の運用と検討を通じて、当社が貢献すべき社会実現の姿に向けて目指すべき目標数値や当社らしい適切な指標の追加修正を構想していく方針です。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスク

業界動向について

過去において、デジタルコンテンツ市場は、インターネット市場の拡大に伴うインターネット利用者の増加やインターネット広告の増加、スマートフォン端末等の新デバイスの普及、SNS等のソーシャルコミュニティの増加により高成長を続けてまいりました。このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、デジタルコンテンツ市場において市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社について

当社グループが提供するデジタルコンテンツは、ユーザー嗜好の変化の影響を受けやすく、また、多数の競合他社が存在します。したがって、ユーザー嗜好に即時対応し、満足度の高いサービス提供を行うため、新規コンテンツの開発ラインを常に維持することやコンテンツのライフサイクルの適正化を図ることで対応してまいります。しかしながら、ユーザー嗜好と乖離した施策を行った場合及び当社グループのデジタルコンテンツが競合他社と比較して優位性を保てなくなった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社グループはスマートフォンの特徴を生かし、当社グループのゲームアプリを海外で展開しております。海外においてはユーザーの嗜好や法令等が本邦と大きく異なることがあるため、現地法人とのパートナーシップによって当該リスクの低減を図っております。しかしながら、現地ユーザーの嗜好へ十分な対応が図られなかった場合や予測困難なビジネスリスクや法規制等によるリスクが生じた場合には、当社グループの想定どおりに事業展開できない可能性があります。

技術革新について

当社グループの事業領域であるデジタルコンテンツは、インターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。このため、当社グループは、クリエイターの採用・育成や創造的な職場環境の整備をするとともに、新技術の知見及びノウハウの取得に注力しております。しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。さらには、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があり、このような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

法規制について

当社グループが運営するサービスのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他人のID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。そのほか、当社グループは「電気通信事業法」における電気通信事業者として同法の適用を受けております。

次に、当社グループが運営するソーシャルゲームは、有料アイテム・コンテンツを購入して利用することが可能であることから「資金決済に関する法律」の適用を受けており、その法律に沿った運用を行っております。また、ユーザーが安心・安全にアプリを利用できる環境を整備するため、一般社団法人ソーシャルゲーム協会より提示された各種ガイドライン等の社会的に要請される自主規制についても順守し、迅速に対応する方針としております。

なお、システム開発やコンテンツ制作等を外注している場合があり、それらの取引の一部は「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）の適用対象となります。

当社グループは、上記各種法的規制等について誠実な対応をしていると考えておりますが、不測の事態等により、万が一当該規制等に抵触しているとして契約等の効力が否定された場合、当社グループが何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化・改正され、もしくは新たな法令等が定められ、当社グループの事業が制約を受ける場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのほか、法的規制に違反していないとしても、当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損しサービスの安定的な提供が困難になり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害及び新型コロナウイルス等の感染症に関わるリスク

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社グループの所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルスをはじめ重大感染症が発生・蔓延した場合、大規模にユーザーを集めて行うリアルイベントの開催数が減少し、当社グループの事業及び業績に直接的及び間接的に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

新規事業・サービスについて

当社グループは、今後も事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、積極的に新規事業・サービスに取り組んでいく方針であります。新規事業・サービスについては企画段階・開発段階にてモニタリング等を実施するとともに、新規事業・収益事業等の事業ポートフォリオのバランスを図ることでリスクの低減を行っておりますが、不確定要素が多く存在する可能性があり、新規事業・サービスの展開が予想どおりに進まない場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、新規事業への取り組みに付随したシステム投資・広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

タイトルの継続的な提供について

ハイパーカジュアルゲームは提供開始から数ヶ月～1年程度でピークアウトする傾向が一般的であり、安定的な収益をあげるためには、多数のユーザーを獲得できるタイトルを継続的に提供し続ける必要があります。当社グループは、既存タイトルで培ったノウハウを新規タイトルの開発に利用するだけでなく、複数タイトルを同時並行で開発・運営できる体制を構築しております。しかしながら、開発の遅延等により、多数のユーザーを獲得できるタイトルを継続的に提供できなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループの事業は、携帯電話やPC、コンピューター・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピューター・システムがダウンした場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループのコンピューター・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピューター・ウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

表現の健全性について

当社グループでは、サイトの内容が利用規約に違反していないかを、当社グループで開発した監視ツールを使

用し、当社グループの監視チーム及び監視を専門に行っている事業者と協力しながら定期的にチェックする体制を構築することで、表現の健全性の確保に努めております。しかしながら、社会情勢等により、新たな法規制の制定、法解釈の変更がなされ、将来において当社グループが提供するコンテンツが法的規制に抵触することとなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのほか、法的規制に違反していないとしても、当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損しサービスの安定的な提供が困難になり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、事前に商標等の知的財産権について法務部にて調査を行っており、案件によっては顧問弁護士や弁理士等に調査を依頼しております。また、アドバイザリー契約を締結している弁理士による定期的な知的財産に関するチェック体制を整備する等の十分な注意を払っております。しかしながら、今後当社グループが属する事業分野において第三者の権利が成立し、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされるまたは権利に関する使用料等の対価の支払が発生する等の場合、及び当社グループの知的財産が侵害された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。また、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の運用やクレーム等への組織的な対応を図れる社内体制の整備を行っております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報の管理不徹底等の人為的ミスが発生、第三者からの不正アクセスによる情報流出又はシステム障害及び当社グループの提供したサービスの不備等に起因して、訴訟を受ける可能性があります。その訴訟の内容及び結果、損害賠償の金額によっては当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

M&A（企業買収等）による事業拡大について

当社グループは、事業拡大を加速する有効な手段のひとつとして、M&Aを有効に活用してまいりたい方針です。M&Aにあたっては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味した上で決定しておりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業買収等により、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

また、当社は大和証券㈱に対して第三者割当による行使価額修正条項付第7回新株予約権及び行使価額修正条項付第8回新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

2024年2月末現在でこれらの新株予約権による潜在株式数1,374,500株であり、発行済株式総数16,108,800株の8.5%に相当しております。

地域コミュニティ活性化事業に係るリスクについて

当社グループは、地域に根ざした持続可能な新しい資本主義の形として「鎌倉資本主義」を社会に向けて発信し、「まちの社員食堂」、「まちの保育園」をはじめとする「まちの」シリーズを鎌倉市内で展開しております。同事業は当社グループの社員への福利厚生を超え、鎌倉で働き、暮らす人達もサービスの対象とし、当社コーポレートブランド価値の向上にも寄与しております。飲食店の運営につきましては品質・衛生管理、子育て支援施設の運営では安全管理を徹底しておりますが、万一、重大な事故が発生した場合には、損害賠償責任の発生、営業停止、風評被害等によって、当社グループの業績やブランド価値に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社は、代表取締役CEO（Chief Executive Officer）柳澤大輔、代表取締役CTO（Chief Technical Officer）貝畑政徳及び代表取締役CBO（Chief Branding Officer）久場智喜の3名に、当社の経営方針や事業戦略の決定等の経営の重要な部分を依存しております。当社グループでは過度にこれら3名に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由によりこれら3名による業務執行が困難となった場合、当社グループの業務に重大な支障を与える可能性があります。

人材の採用と育成について

当社グループがユーザーに支持されるデジタルコンテンツを提供していくためには、優秀な人材を確保することが極めて重要な要素であると考えており、外部からの人材獲得及び社内の人材育成に加え、人材流出を防止するための環境整備を重要課題として取り組んでおります。しかしながら、IT業界での人材獲得競争が非常に激しいことから、必要な人材を必要な時期に十分に確保できない場合や当社グループの有能な人材が流出してしまった場合には、今後の事業展開に制約を受けることとなり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。

しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社グループは、ユーザーのメールアドレスその他重要な情報を取り扱っているため、情報セキュリティ方針を策定し、役職員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施し、プライバシーマークの認証を取得するなど、情報管理体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏洩した場合には、当事者への賠償と当社グループに対する社会的信頼の失墜、さらなる情報管理体制構築のための支出等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における日本経済は、一部に足踏みがみられるものの、緩やかに回復の兆しが見られ、個人消費や雇用情勢も緩やかな持ち直しの動きが続いています。内閣府は2024年1月の月例経済報告において、景気の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていること、また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響、さらには令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分注意する必要があると指摘しております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、当社が注力するインターネット広告市場の2023年の市場規模は前年比7.8%増の3兆3,330億円となり、継続して高い成長力を保っております（出所：電通「2023 日本の広告費」）。また、一般社団法人日本eスポーツ連合によれば、国内eスポーツ市場規模は2021年に前年比18.1%増の98.7億円となり、2022年は125.4億円、2023年は162.2億円と高い成長率で拡大する見込みです。

このような事業環境の中で、当社グループはより多くのユーザーに楽しんでいただけるよう良質なデジタルコンテンツを提供し続けております。その中でも、面白プロデュース、ゲームエンタメ、eスポーツ、ちいき資本主義の4つを主要サービスと位置づけ、相互にシナジーを図りながら事業を進めてまいりました。また、その他サービスとして、SNSプライダムプラットフォームなどの新規サービスの開発及び投資を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は17,467,164千円（前年同期比5.8%増）、営業利益は1,021,932千円（前年同期比15.2%減）、経常利益は1,038,570千円（前年同期比14.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は511,181千円（前年同期比34.5%減）となりました。当社グループの事業セグメントは単一セグメントであります。サービス別の売上高の概況は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、(株)SANKO、マンガデザイナーズラボ(株)の収益を「その他サービス」に、メタパス専門部隊の収益を「ゲームエンタメ」に区分変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(a) 面白プロデュース

新しい技術とアイデアに挑戦し、クライアントとその先にいるユーザーに新しい体験を提供することで、クライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。スマートフォンの普及や新しい技術の出現を背景に、WEB領域にとどまらないリアルと連動した案件が増加傾向にあります。また、当社の企画力、技術力をもとにクライアントの新製品開発を支援する領域にも進出しております。しかしながら当連結会計年度においては、コロナ禍を背景とした顧客のマーケットの動向や需要の変化などにより、顧客数の減少がみられました。この結果、面白プロデュース関連の売上高は1,877,505千円（前年同期比2.5%減）となりました。

(b) ゲームエンタメ

「ぼくらの甲子園！ポケット」、「キン肉マン マッスルショット」、ハイパーカジュアルゲーム、(株)カヤックアキバスタジオでの受託ゲーム開発が売上高の大部分を占めています。ハイパーカジュアルゲームにつきましては、2023年第4四半期に新作タイトル「Gun Collect March」「Number Merge Run」「Swing Blade」の3本を正式にリリースしました。モバイルゲームのダウンロード数の成長速度は再び増加し、年間のダウンロード累計数は前年同期比30.3%増の約3億4,800万件となりました。この結果、ゲームエンタメ関連の売上高は10,564,508千円（前年同期比9.0%増）となりました。

(c) eスポーツ

ゲームファンに向けた一連のコミュニティサービスを展開しています。ウェルブレイド・ライゼスト(株)のeスポーツ事業並びにトーナメントプラットフォームの「Toname1」が売上高の大部分を占めております。当連結会計年度におけるToname1の累計大会開催数は、コミュニティに寄り添った運営と海外市場での大会開催数の大幅な増加により、前年同期比562.6%増の101,888件となりました。一方、ウェルブレイド・ライゼスト(株)では、eスポーツ市場は引き続き堅調な成長を見せる中、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、eスポーツを含むエンターテインメント全般のオフラインイベントが復活した結果、スポンサー企業のプロモーション戦略におけるeスポーツの占める割合が相対的に縮小傾向となったことにより、下期に開催を予定していた一部の案件において、クライアント企業に起因した案件の中止や規模の縮小が発生しました。この結果、eスポーツ関連の売上高は2,627,158千円（前年同期比5.3%減）となりました。

(d) ちいき資本主義

地方公共団体や地域企業に対して、まちづくりに関するコンテンツの開発とサービスの提供を行っております。移住プラットフォームサービスの「SMOUT」、コミュニティ通貨サービスの「まちのコイン」、地域プロモーションの受託、鎌倉市内で展開するまちづくり事業などのサービスが売上高の大部分を占めております。当連結会計年度末時点で、「SMOUT」の累計登録ユーザー数は前年同期比18.8%増の約5.5万人となり、順調に拡大しております。

「SMOUT」の導入地域数も当連結会計年度末時点で前年同期比7.8%増の938地域となり、市場の上限である自治体数約1,700地域に対する導入率が55.2%となりました。また、当連結会計年度末時点での「まちのコイン」の累計登録ユーザー数は、前年同期比58.1%増の9.3万人と、こちらも順調に増加しております。この結果、ちいき資本主義関連の売上高は777,282千円（前年同期比65.8%増）となりました。

(e) その他サービス

ブライダルプラットフォーム「プラコレWedding」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年上半期に業績が悪化した後、緩やかな回復基調にあります。不動産業である鎌倉R不動産(株)による季節要因などもあり、その結果、その他サービス関連の売上高は1,620,709千円（前年同期比1.2%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ744,195千円増加し、5,004,208千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,123,086千円の収入（前年同期間は1,766,803千円の収入）となりました。これは、税金等調整前当期純利益942,091千円の計上、売上債権及び契約資産の減少184,176千円、未収入金の増加155,697千円、預り金の増加380,384千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは354,224千円の支出（前年同期間は909,260千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出145,629千円、投資有価証券の取得による支出113,123千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは35,634千円の支出（前年同期間は931,599千円の収入）となりました。これは、長期借入金の返済による支出738,938千円、長期借入れによる収入521,000千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注状況

当連結会計年度における受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
面白プロデュース	1,711,744	7.9	308,558	34.9
合計	1,711,744	7.9	308,558	34.9

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
面白プロデュース	1,877,505	2.5
ゲームエンタメ	10,564,508	9.0
eスポーツ	2,627,158	5.3
ちいき資本主義	777,282	65.8
その他サービス	1,620,709	1.2
合計	17,467,164	5.8

(注) 1. ゲームエンタメについては、プラットフォーム手数料控除前の金額で販売高を算出しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
App Lovin corp	2,018,072	12.2	2,758,891	15.8
Mintegral Int'l Ltd.	846,169	5.1	1,108,936	6.3
AdMob Google Inc.	939,106	5.7	986,643	5.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。当社グループの連結財務諸表で採用しております重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」の「(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ699,969千円増加し、11,680,219千円となりました。主な要因は、ウェルブレイド・ライゼスト(株)の株式売却と税金等調整前当期純利益計上等による現金及び預金の増加872,140千円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少206,185千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ105,901千円増加し、5,749,830千円となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金の減少213,852千円、預り金の増加379,657千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ594,068千円増加し、5,930,388千円となりました。主な要因は、ウェルブレイド・ライゼスト(株)の株式売却による資本剰余金の増加284,296千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金の増加448,961千円であります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は17,467,164千円(前連結会計年度比5.8%増)となりました。これは、主要サービスであるゲームエンタメ関連の売上高がハイパーカジュアルゲームの躍進により大幅な増収となりましたが、eスポーツ関連業務の下期に開催を予定していた一部の案件において、クライアント企業に起因した案件の中止や規模の縮小が発生したため、減収となりました。

(営業損益)

当連結会計年度の営業利益は1,021,932千円(前連結会計年度比15.2%減)となりました。ゲームエンタメが大幅な増収となったものの、第2四半期連結会計期間に売上高構成の大きい主力事業で一時的な不振により収益性が悪化したこと、事業規模の拡大に伴う外注費・人件費の増加、及び投資領域(ハイブリッドカジュアル・eスポーツ・地域関連サービス)への投資を進めた結果、売上高営業利益率は5.9%(前連結会計年度は7.3%)となりました。

(経常損益)

当連結会計年度において、助成金収入14,507千円及び為替差益21,120千円等により営業外収益として56,921千円、支払利息7,361千円及び持分法による投資損失19,791千円等により営業外費用として40,283千円を計上しました。この結果、経常利益は1,038,570千円(前連結会計年度比14.4%減)となりました。

(特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において、投資有価証券評価損63,435千円及び減損損失33,043千円等による特別損失96,478千円、法人税等合計として375,758千円を計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は511,181千円(前連結会計年度比34.5%減)となりました。

(c) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フローの分析)

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。当社グループの運転資金・設備資金につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー、自己資金、銀行借入等により充当しております。当連結会計年度末の現金及び現金同等物は5,004,208千円、流動資産は8,409,647千円、流動負債は4,409,139千円であり、将来に対して十分な流動性を確保しております。なお、有価証券報告書提出日現在でオフィス新設等の有形固定資産の取得をとまなう重大な資本的支出の計画はございません。

(d) 経営戦略の現状と見通し

当社グループをとりまく事業環境については、新型コロナウイルス感染症の影響からの緩やかな回復の兆しが見られ、個人消費や雇用情勢も緩やかな持ち直しの動きが続いているものの、世界的に金融引き締めが進む中で金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスク、円安による為替相場の変動に十分注意する必要があるとみられております。他方、スマートフォンの世界的な普及や、SNS等のコミュニティツールの拡大、浸透により、世の中のインタラクティブ化が進むとともにデジタルコンテンツ市場がさらなる成長期を迎えると考えております。

そのような状況の中、当社グループは、ユーザーに「面白い」と感じて頂ける新規コンテンツを積極的に市場に投入することで収益基盤の拡大に取り組んでまいります。また、「面白い」コンテンツを生み出す土台として、社内の組織体制や組織制度を引き続き重視し、創造的な職場環境の整備に努めます。

「面白プロデュース」については、引き続き、新しい技術と新しいアイデアの追求によるクリエイティブの高いサービスの提供により収益の拡大及び安定化を図ってまいります。また、広告制作受託のみならず、話題性のある商品開発やR&Dなど事業領域を広いフィールドで捉え、企業アライアンス等も行っていながらさらなる成長を目指します。

「ゲームエンタメ」については、ハイパーカジュアルゲームの開発・運用体制の強化に取り組む一方、当社会社である㈱カヤックアキバスタジオでのゲームの受託開発に当社グループ内のリソースを集約し、リスクを抑制した形での収益拡大に努めるとともに、アニメやWebtoonなどの新規性の高い周辺領域への拡張を進めます。また、2022年2月に立ち上げたメタバースの専門部隊がメタバース領域でさらなる成長を目指します。

「eスポーツ」は、ウェルブレイド・ライゼスト㈱、「Tonamei」、「ゲムトレ」を通じて、ゲームファンコミュニティへ向けたサービスを拡大させてまいります。ユーザー(コミュニティ)にとって付加価値の高い機能を追加していくことでユーザー数の拡大を目指すとともに、収益獲得手段の多様化とコミュニティとしての価値を高めることで収益基盤の確立を図ってまいります。また、eスポーツのリーディングカンパニーとして、eスポーツ大会の企画・運営のみならず、タレントマネジメント、コミュニティ向け施策、教育事業などを通じて、業界のさらなる発展に寄与してまいります。

「ちいき資本主義」については、プラットフォーム事業である「まちのコイン」と「SMOUT」の導入自治体数の拡大に努めることに加え、コミュニティ再生やSDGs、移住促進や関係人口創出などの分野のサービス提供を通じて収益拡大を目指してまいります。

「その他サービス」については、「プラコレ」の成長をさらに加速させるとともに、引き続き、新規サービスの創出、成長または売却(選択と集中)に取り組んでまいります。

なお、上記した各サービスは、サービス単独での収益拡大のみならず、人材やノウハウの相互共有によるシナジー等の効果を取り込むことにより全社としての収益拡大を目指します。また、当社グループ全体での事業ポートフォリオの最適化と適切なリソース配分に努めます。

次期の連結業績見通しにつきましては、売上高20,000,000千円(当期比14.5%増)、営業利益1,000,000千円(当期比2.1%減)、経常利益900,000千円(当期比13.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益500,000千円(当期比2.2%減)を見込んでおります。

(e) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、当社グループでは、売上高、売上高営業利益率、クリエイター数を重視しております。売上高は当社グループの成長性、売上高営業利益率はその成長の持続可能性、クリエイター数は当社の企業価値の源泉であるクリエイティブ力を測る目安として重要視しております。クリエイター数については、優秀な人材を定期的に採用することの難しさや経営環境によって適正な水準が変わるため、具体的数値目標は設定しておりませんが、従業員数のうち90%以上をクリエイターとすることを目指しております。

指標	2022年12月期 (実績)	2023年12月期 (計画)	2023年12月期 (実績)	2024年12月期 (計画)
売上高	16,502百万円	18,200百万円	17,467百万円	20,000百万円
売上高営業利益率	7.3%	7.4%	5.9%	5.0%
クリエイター数	372人		373人	

(注) ㈱カヤックアキバスタジオ及び㈱カヤックポンドは、㈱カヤックの秋葉原拠点の位置づけで一体的な運営を進めているため、クリエイター数の集計範囲に含めております。

(f) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのためには、コーポレートブランド価値の向上、新技術への対応、環境に合わせたリソース配分の最適化、健全性・安全性の維持、内部管理体制の充実を行ってまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	iOS Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間(1年毎の自動更新)
Google Inc.	Androidマーケットデベロッパー販売/配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は144,800千円であり、主なものは、店舗出店に伴う建物附属設備及び工具器具備品の取得40,597千円、PC等工具器具備品の取得54,679千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	借地権	その他		合計
本社等 (神奈川県鎌倉市)		事務所	737,286	584,087 (1,458)	91,204	40,406	1,452,983	270 (16)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウェアの合計であります。
3. 従業員数の()内は、平均臨時雇用者数で、外数となっております。

(2) 国内子会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ブラコレ (神奈川県鎌倉市)		事務所	32,431	35,453	67,884	32 (0)
(株)カヤックアキバスタジオ (東京都千代田区)		事務所		15,487	15,487	48 (0)
ウェルブレイド・ライゼスト(株) (東京都新宿区)		事務所	8,527	34,486	43,013	70 (2)
(株)カヤックゼロ (沖縄県石垣市)		事務所		78,246	78,246	1 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は建物及び構築物及び工具、器具及び備品の合計であります。
3. 従業員数の()内は、平均臨時雇用者数で、外数となっております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年3月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,108,800	16,108,800	東京証券取引所 (グロース)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	16,108,800	16,108,800		

(注) 提出日現在発行数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 51 子会社取締役 5 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	26,700(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,700(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,448(注) 2
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2024年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,448 資本組入額 724
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 2020年1月1日から2020年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 2021年1月1日から2021年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ. 2022年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2020年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 94 子会社取締役 4 子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	53,100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 53,100(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	893(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年1月1日～2027年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 893 資本組入額 447
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額とする。

新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含

めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．2023年1月1日から2023年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．2024年1月1日から2024年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．2025年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使できる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

決議年月日	2021年12月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)	50,400(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	812(注) 2
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2028年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 812 資本組入額 406
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額とする。

新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基

つき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．2024年1月1日から2024年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．2025年1月1日から2025年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．2026年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使できる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

決議年月日	2022年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 子会社取締役 5 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	23,400(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,362(注)2
新株予約権の行使期間	2025年1月1日～2029年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,362 資本組入額 681
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日の前月末(2024年2月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額とする。

新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を

切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．2025年1月1日から2025年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．2026年1月1日から2026年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．2027年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使できる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し

（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

決議年月日	2023年12月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 30 子会社取締役 4 子会社従業員 3
新株予約権の数(個)	35,700(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	746(注)2
新株予約権の行使期間	2026年1月1日～2030年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 746 資本組入額 373
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日の前月末(2024年2月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額とする。

新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を

切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．2026年1月1日から2026年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．2027年1月1日から2027年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．2028年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使できる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

決議年月日	2024年3月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。なお、人数等の詳細については定時株主総会以降の当社取締役会にて決定する。
新株予約権の数(個)	75,000を上限とする。(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 75,000を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	2027年1月1日～2031年12月24日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日の前月末(2024年2月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額とする。

新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 2027年1月1日から2027年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

- ロ . 2028年 1 月 1 日から2028年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- ハ . 2029年 1 月 1 日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
新株予約権を行使できる期間
上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の取得条項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2022年5月23日
新株予約権の数(個)	5,852
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式585,200(注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額949(注)12、13
新株予約権の行使期間	自 2022年6月14日 至 2025年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)11
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権の名称 (株)カヤック第7回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 7,000個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり590円
(本新株予約権の払込金額の総額: 4,130,000円)
4. 申込期間 2022年6月13日
5. 新株予約権の割当日 2022年6月13日
6. 新株予約権の払込期日 2022年6月13日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券㈱に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式700,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は第9項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、949円とする。ただし、行使価額は、第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の(株)東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が2022年5月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である665円(但し、第13項の規定を準用して調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、

これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号又は による行使価額の調整が行われている場合には、（ ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号 に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社

債に付されたものを含む。) の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{〔調整前行使価額 - 調整後行使価額〕 \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されることを含む。) は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

2022年6月14日から2025年6月16日(ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)ま

で。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、株価、配当率、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当初権利行使価格、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、2022年5月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行(株)証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

(株)三菱UFJ銀行鎌倉支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

(株)証券保管振替機構(「機構」という。)

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役CEO 柳澤大輔に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年5月23日
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式600,000(注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1,716(注)12、13
新株予約権の行使期間	自 2022年6月14日 至 2025年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)11
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権の名称 (株)カヤック第8回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 6,000個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり275円
(本新株予約権の払込金額の総額:1,650,000円)
4. 申込期間 2022年6月13日
5. 新株予約権の割当日 2022年6月13日
6. 新株予約権の払込期日 2022年6月13日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券㈱に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は第9項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,716円とする。ただし、行使価額は、第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の(株)東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が2022年5月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である665円(但し、第13項の規定を準用して調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、

これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号又は による行使価額の調整が行われている場合には、（ ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号 に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社

債に付されたものを含む。) の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{〔\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}〕 \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されることを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

2022年6月14日から2025年6月16日(ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)ま

で。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、株価、配当率、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当初権利行使価格、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、1,716円とした。

20. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
21. 本新株予約権の行使請求受付場所
三井住友信託銀行(株)証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
(株)三菱UFJ銀行鎌倉支店
23. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
25. 振替機関
(株)証券保管振替機構(「機構」という。)
26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役CEO 柳澤大輔に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)1	31,600	15,157,200	5,451	515,732	5,451	455,732
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)1	44,600	15,201,800	8,235	523,967	8,235	463,967
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)1	45,300	15,247,100	13,093	537,061	13,093	477,061
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1,2	706,700	15,953,800	336,439	873,501	336,439	813,501
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)1	155,000	16,108,800	26,737	900,238	26,737	840,238

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2022年6月13日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が539,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ249,965千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	20	52	24	37	6,618	6,754	
所有株式数 (単元)		6,192	1,605	6,121	888	185	146,023	161,014	7,400
所有株式数 の割合(%)		3.845	0.996	3.801	0.551	0.114	90.689	100.00	

(注) 自己株式187株は、「単元未満株式の状況」に87株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
柳澤 大輔	神奈川県鎌倉市	3,949,200	24.52
貝畑 政徳	神奈川県鎌倉市	3,344,100	20.76
久場 智喜	神奈川県鎌倉市	3,111,700	19.32
(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	539,300	3.35
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	388,700	2.41
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	224,700	1.39
山田 智則	東京都品川区	175,000	1.09
根本 雄介	東京都江東区	71,000	0.44
永吉 史明	東京都文京区	40,000	0.25
松井証券(株)	東京都千代田区麹町一丁目4番地	39,700	0.25
計	-	11,883,400	73.77

(注) 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,101,300	161,013	
単元未満株式	普通株式 7,400		
発行済株式総数	16,108,800		
総株主の議決権		161,013	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式87株が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)カヤック	神奈川県鎌倉市御成町11番 8号	100		100	0.0
計		100		100	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)				
保有自己株式数	187		187	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、長期的な企業価値の最大化を目指すためにも配当を継続的に実施していきたいと考えております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当該方針に基づき1株当たり3円90銭としております。

内部留保金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための備えとしていくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年3月21日 定時株主総会	62,823	3.90

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の根幹機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保、並びに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に努めております。顧客、取引先、従業員、株主、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーとの適切な対話及び協働を通じて、当社の経営理念を実現すると同時に、会社の発展ステージに応じて適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的として、監査等委員会設置会社の体制をとっております（構成役員の氏名については、「(2) 役員の状況」に記載しております。）。

・取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）により構成されており、代表取締役CEO柳澤大輔が議長を務めております。月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、業務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

氏名	出席回数
柳澤 大輔	21
貝畑 政徳	21
久場 智喜	21
森川 徹治	21
阿部 由里	21
北川 徹	21
高岡 美緒	21

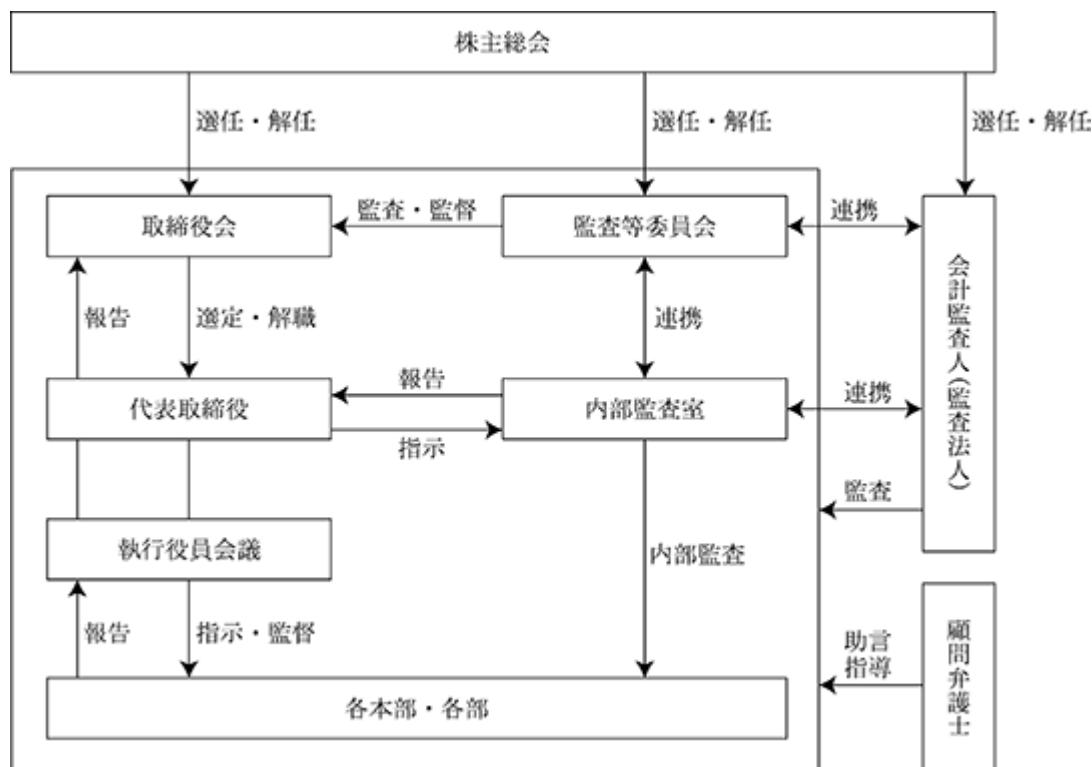
取締役会における具体的な検討内容として、当社取締役規程に則り、法令及び定款に定められた事項、株主総会及び取締役会に関する事項、予算に関する事項、組織及び人事に関する事項、M&Aに関する事項及びその他重要事項等を決議し、また、主要な事業部による事業の状況等につき報告を受けております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、常勤監査等委員である阿部由里が議長を務めております。原則として月1回監査等委員会を開催しているほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定された監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を率直に表明するとともに、役職員にヒアリング等を行い、経営に対する適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査室及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

・執行役員会議

当社では、執行役員会議を、原則として毎月1回開催しております。執行役員会議には、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役及びその他取締役が必要と認める者が参加し、執行役員管理本部長柴田史郎が議長を務めております。執行役員会議では、各事業部門及び管理部門から業務執行状況が報告されるとともに、それに基づき計画策定・修正について討議を行います。また、会社全体にわたる重要な情報の収集・分析結果及び各部門が直面する事業機会と課題について経営幹部が共有し協議いたします。これは取締役及び執行役員等による迅速かつ的確な経営判断に資するとともに、部署間の協力体制を促進することを目指すものであります。



企業統治に関するその他の事項

当社では、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。そのうえで、内部統制が有効に機能していることを検証するため、内部監査室及び監査等委員会による継続的な監査を行っております。

また、当社では、法令遵守はもちろんのこと、より公正かつ透明性の高い経営を実行するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、委員長である代表取締役CEO並びに規程で定められた役職員で構成され、コンプライアンス施策の立案、実施、評価及び遵守状況の取締役会への報告を行っております。

(a) 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。

ロ. 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。

ハ. コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。

ニ. 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき任命された内部監査人が内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

ロ. 文書取り扱い主管部署は、当社の取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委

員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- ロ. 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、執行役員会議を開催します。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役または監査役を原則として当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとします。
- ロ. 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。

(f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。

- イ. 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
- ロ. 当該使用人が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

(g) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ロ. 監査等委員への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・ 取締役会での報告、情報提供
 - ・ 各事業部長等のヒアリング時の報告、情報提供等

(h) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役及び内部監査人は、監査等委員と必要に応じて意見交換を行います。
- ロ. 監査等委員は、取締役会を始め、執行役員会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めます。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

上場会社・公開会社である当社の株式は、自由な取引が認められ、当社は、会社の支配権の移転を伴うような大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為に応じるか否かの判断は、最終的には、株主の意思に基づき行われるべきものであると考えています。従いまして、大規模な株式の買付提案であっても、当社グループの企業価値・株主の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

リスク管理体制の整備状況

当社は、事業遂行上発生する各種リスクを的確に評価し、迅速かつ適切に対処するため、リスク管理体制の強化に継続的に取り組んでおります。執行役員会議では、各事業のリスクについて当該部門の自己分析報告にあわせ、他部門による客観的な検討も協議事項としております。更にリスク管理の必要に応じて全社的に対処するた

めリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の基本的な対策・事業継続計画の策定、取締役会への報告等を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の選任決議要件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 28.57%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 CEO	柳澤 大輔	1974年2月19日	1996年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント入社 1998年8月 カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2015年9月 (株)デー・オー・ダブリュー 取締役就任(現任) 2015年11月 (株)ブラコレ 取締役就任(現任) 2016年3月 クックパッド(株) 社外取締役就任 2017年5月 稲村ガ崎三丁目不動産(現 鎌倉R不動産(株))取締役就任(現任) 2017年6月 ウェルブレイド(株)(現 GLOE(株))取締役就任 2019年10月 INCLUSIVE(株) 社外取締役就任(現任) 2021年5月 (株)カヤックゼロ 代表取締役就任(現任) 2022年11月 (株)リビングハウス 社外取締役就任(現任) 2023年2月 (株)フィル・カンパニー 社外取締役就任(現任) 2024年3月 琉球フットボールクラブ(株) 取締役(現任)	(注) 3	3,949,200
代表取締役 CTO	貝畑 政徳	1974年2月2日	1998年8月 カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2016年3月 (株)ガルチ(現 (株)カヤックアキバスタジオ)取締役就任 2018年3月 (株)ガルチ(現 (株)カヤックアキバスタジオ)代表取締役就任(現任) 2021年9月 (株)アドア(現 (株)カヤックボンド)代表取締役就任(現任) 2022年7月 (株)カヤックポラリス 取締役就任(現任)	(注) 3	3,344,100
代表取締役 CBO	久場 智喜	1971年2月14日	1998年8月 カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2020年11月 (株)SANKO 取締役就任	(注) 3	3,111,700
取締役	森川 徹治	1966年2月23日	1990年4月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株)入社 1997年5月 (株)ディーバ(現 (株)アバントグループ)設立 代表取締役社長就任(現任) 2011年3月 当社社外取締役就任 2013年10月 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO就任(現任) 2017年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役 監査等委員	阿部 由里	1966年10月1日	1990年4月 国際投信委託(株)(現 三菱UFJアセットマネジメント(株))入社 1997年11月 (株)ディー・ブレイン(現 クラウドバンク・インキュラボ(株))入社 2003年10月 ディー・ブレイン証券(株)(現 日本クラウド証券(株))入社 2010年12月 当社入社 2013年9月 日本クラウド証券(株)入社 2015年3月 当社常勤監査役就任 2015年11月 (株)ブラコレ 監査役就任(現任) 2018年3月 当社取締役就任(常勤監査等委員)(現任) 2021年4月 (株)SANKO監査役就任(現任)	(注) 4	
取締役 監査等委員	北川 徹	1960年8月4日	1983年4月 兼松江商(株)(現 兼松(株))入社 1999年11月 日本通信(株)入社 経営企画室長 2001年2月 日本ボルチモアテクノロジーズ(株) 財務担当上席執行役員就任 2002年1月 リーバイ・ストラウス ジャパン(株) ファイナンスコントローラー就任 2006年9月 スターバックスコーヒージャパン(株)入社 オフィサー/執行役員就任(現 CFO/オフィサー) 2016年3月 クックパッド(株) 社外取締役就任(兼 監査委員長/報酬委員長)(現任) 2016年10月 日本スキー場開発(株) 社外取締役就任 2017年6月 KOA(株) 社外取締役就任(現任) 2018年3月 当社社外取締役就任(監査等委員)(現任)	(注) 4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 監査等委員	高岡 美緒	1979年 5月 3日	1999年 7月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 2002年 7月 モルガン・スタンレー証券(株) (現モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)) 入社 2006年 3月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社 2009年 1月 マネックスグループ(株)入社 2014年 2月 マネックスグループ(株) 執行役員 新事業企画室長 2014年 5月 マネックスベンチャーズ(株) 取締役就任 2017年 9月 (株)メディカルノート入社 2017年 9月 Arbor Ventures パートナー就任 2018年 3月 (株)メディカルノート 取締役就任 2020年12月 (株)セプテーニ・ホールディングス 社外取締役就任(現任) 2021年 3月 当社社外取締役就任 2021年 4月 DNX Ventures Partner就任(現任) 2021年12月 HENNGE(株) 社外取締役就任(現任) 2022年 3月 (株)電通国際情報サービス(現 (株)電通総研) 社外取締役就任(現任) 2022年 3月 当社取締役就任(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計					10,405,000

- (注) 1. 取締役森川徹治、北川徹、高岡美緒は社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 阿部由里、委員 北川徹、委員 高岡美緒
なお、阿部由里は、常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
3. 2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、業務執行機能の強化及び経営効率の向上を目指し、執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は、柳澤大輔、貝畑政徳、柴田史郎、吉田恒徳、佐藤純一、北川尚宏、藤川綱司、中島みきの8名で構成され、うち2名は取締役に兼任しております。

社外役員の状況

当社は、社外取締役として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち1名、監査等委員である取締役のうち2名を選任しております。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、すべての社外取締役を(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役の森川徹治は、上場企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の北川徹は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を活かし、独立した立場から当社の経営の監督や助言をいただけるものと判断しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の高岡美緒は、金融業界及びベンチャー投資における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の今後の発展及び経営全般に対する助言・監督を行っていただけるものと判断しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役(監査等委員を除く。)と、監査等委員である社外取締役は、取締役会において随時意見交換を行っております。監査等委員である社外取締役と内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況等について報告等を行い情報交換や意見交換を行っております。監査等委員である社外取締役と会計監査人は、定期的な会議で監査状況の報告や情報及び意見交換を行っております。

以上のとおり総合的に相互連携を図り、円滑な監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、うち1名は常勤の監査等委員であります。北川徹監査等委員は、外資系上場企業でのCF0経験や他社での社外取締役及び監査委員長の経験を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。高岡美緒監査等委員は、金融業界及びベンチャー投資における豊富な経験や他社での社外取締役の経験を通じて幅広い知見を有しております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定された監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を率直に表明するとともに、役職員にヒアリング等を行い、経営に対する適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査室及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

当社は、監査等委員会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度においては13回開催しました。個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員（常勤）	阿部 由里	13	13
監査等委員（社外・非常勤）	北川 徹	13	13
監査等委員（社外・非常勤）	高岡 美緒	13	13

監査等委員会の主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告の作成、会計監査人の報酬に関する同意等であります。常勤監査等委員は監査活動、社内の状況、内部通報、労務の状況等について監査等委員会で報告し、情報共有を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室が担当しており、担当者1名を配置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役CEOの承認を得たうえで、内部監査を実施しております。監査結果につきましては、代表取締役CEO及び被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては、ヒアリング及び実地調査に基づき、内部統制、コンプライアンス等の観点から問題点を指摘するとともに改善策を提案いたします。また、被監査部門からは随時改善の進捗状況の報告を受けることにより、より実効性の高い監査としております。なお、内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人とそれぞれ独立した監査を実施しつつも、内部監査室長が監査等委員会や会計監査人との定例ミーティングで報告及び情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b) 継続監査期間

2012年以降の12年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員・業務執行社員 村上 淳

指有限責任社員・業務執行社員 細野 和寿

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 17名

(e) 監査法人の選定方針と理由、監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人の解任または不再任の決定の方針として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、当社の財務経理部門、内部監査部門及び会計監査人自身から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認めました。また、会計監査人の解任または不再任の決定の方針及びその他の評価基準に基づき、引き続き適正な監査を期待できると評価し、有限責任監査法人トーマツを再任することが適当であると判断しました。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	50,000		52,000	
連結子会社				
計	50,000		52,000	

(注) 1. 提出会社の前連結会計年度に係る会計監査人の報酬50,000千円には、前々連結会計年度に係る追加報酬として前連結会計年度に支出した金額が10,000千円含まれております。

2. 提出会社の当連結会計年度に係る会計監査人の報酬52,000千円には、前連結会計年度に係る追加報酬として当連結会計年度に支出した金額が10,000千円含まれております。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトウシュートーマツリミテッド)に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社		375		669
連結子会社				
計		375		669

(注) 当社における非監査業務の内容は、ソフトウェアのライセンス提供業務であります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て決定する手続を実施しております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月15日の取締役会において「各取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会により一任された代表取締役が各取締役の役割、貢献度、業績等の経営状況、経済情勢を考慮して決定する」旨決議しております。

当社は、各取締役の評価を行うにあたり当社の企業理念を深く理解し、業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役が最も適していると判断し、代表取締役CEOである柳澤大輔に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を委任しております。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個別の報酬等について報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の個別の報酬等については、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第13回定時株主総会において、年額150,000千円（ただし、社外取締役分は年額30,000千円）と決議いただいております、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名以内（有価証券報告書提出日現在4名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第13回定時株主総会において、年額30,000千円と決議いただいております、定款に定める監査等委員である取締役の員数は5名以内（有価証券報告書提出日現在3名）であります。

その他の非金銭報酬等を支給する場合は、内容・算定方法等について法令に従い取締役会にて決定いたします。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	62,280	62,280				3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	5,310	5,310				1
社外役員	15,093	15,093				3

(注) 上記区分の社外役員は社外取締役であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については純投資目的である株式投資とし、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、一定の金額及び議決権割合以上の他社の株式等を取得する場合には社内規程に基づいて取締役会での決議又は報告を要することとしております。保有目的が純投資目的以外の目的である株式取得の検討に際しては、事業上のシナジーの有無、中長期的な観点で当社の企業価値及びコーポレートブランド価値の向上につながるものであるか、取得金額及び保有比率が合理的な水準にあるか、当社の財務健全性への影響度等の事項

を総合的に判断しております。また、当該方針に基づき、継続保有すべきかについて検証しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	17	224,617
非上場株式以外の株式	1	28,619

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	5	63,210	取引先との取引関係の強化のため
非上場株式以外の株式	1	49,913	取引先との取引関係の強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)フィル・カンパニー	45,500		保有目的：当社が強みとする自治体DXや地域コミュニティの活性化のノウハウを、フィル・カンパニー社の未活性空間の活用や地域事業モデルの開発に活かし、両社の企業価値向上と持続可能な社会の実現に貢献することを目的として同社株を保有しております。	無
	28,619			

(注) 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	19,999		
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式				
非上場株式以外の株式				

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,132,068	5,004,208
受取手形、売掛金及び契約資産	3, 5 3,037,435	3, 5 2,831,250
仕掛品	101,934	64,726
その他	358,842	521,166
貸倒引当金	5,851	11,704
流動資産合計	7,624,428	8,409,647
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1, 2 885,640	1, 2 874,322
工具、器具及び備品（純額）	2 93,015	2 98,992
土地	1 629,342	1 645,724
その他（純額）	2 5,391	2 9,784
有形固定資産合計	6 1,613,390	6 1,628,824
無形固定資産		
のれん	851,087	698,515
その他	314,273	204,761
無形固定資産合計	1,165,361	903,277
投資その他の資産		
投資有価証券	7 308,271	7 318,149
繰延税金資産	159,974	173,155
その他	205,590	301,395
貸倒引当金	96,766	54,230
投資その他の資産合計	577,069	738,470
固定資産合計	3,355,821	3,270,571
資産合計	10,980,249	11,680,219

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	602,998	571,768
短期借入金	4 300,000	4 300,000
1年内返済予定の長期借入金	1 720,815	1 506,963
未払金	1,289,249	1,297,385
未払費用	283,861	339,811
未払法人税等	370,630	301,014
契約負債	146,622	190,964
預り金	401,439	781,096
受注損失引当金	13,632	10,347
その他	154,786	109,786
流動負債合計	4,284,036	4,409,139
固定負債		
長期借入金	1 1,317,413	1 1,313,326
その他	42,478	27,364
固定負債合計	1,359,892	1,340,690
負債合計	5,643,929	5,749,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	873,501	900,238
資本剰余金	1,005,541	1,127,226
利益剰余金	2,936,440	3,385,402
自己株式	229	229
株主資本合計	4,815,254	5,412,638
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,378	8,688
その他の包括利益累計額合計	6,378	8,688
新株予約権	43,103	52,267
非支配株主持分	471,584	474,171
純資産合計	5,336,320	5,930,388
負債純資産合計	10,980,249	11,680,219

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
売上高	2 16,502,267	2 17,467,164
売上原価	8,586,772	8,241,720
売上総利益	7,915,494	9,225,444
販売費及び一般管理費	1 6,709,787	1 8,203,511
営業利益	1,205,706	1,021,932
営業外収益		
受取利息	550	422
受取配当金	525	625
助成金収入	22,456	14,507
新株予約権戻入益	1,016	1,159
投資事業組合運用益	6,095	
為替差益		21,120
その他	5,573	19,086
営業外収益合計	36,218	56,921
営業外費用		
支払利息	7,727	7,361
株式交付費	10,700	
持分法による投資損失	1,056	19,791
投資事業組合運用損		1,543
為替差損	6,525	
その他	2,490	11,587
営業外費用合計	28,500	40,283
経常利益	1,213,424	1,038,570
特別利益		
投資有価証券売却益	47,965	
特別利益合計	47,965	
特別損失		
投資有価証券評価損	5,550	63,435
減損損失		3 33,043
特別損失合計	5,550	96,478
税金等調整前当期純利益	1,255,839	942,091
法人税、住民税及び事業税	434,463	405,203
法人税等調整額	16,763	29,444
法人税等合計	417,699	375,758
当期純利益	838,139	566,333
非支配株主に帰属する当期純利益	58,298	55,152
親会社株主に帰属する当期純利益	779,841	511,181

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益	838,139	566,333
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	43,866	13,406
その他の包括利益合計	1 43,866	1 13,406
包括利益	794,272	552,927
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	736,215	495,929
非支配株主に係る包括利益	58,057	56,997

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	537,061	477,784	2,216,062	208	3,230,699
当期変動額					
新株の発行	249,965	249,965			499,931
新株の発行（新株予約権の行使）	86,474	86,474			172,948
剰余金の配当			59,463		59,463
親会社株主に帰属する当期純利益			779,841		779,841
自己株式の取得				20	20
連結子会社の増資による持分の増減		108,234			108,234
連結子会社株式の取得による持分の増減					
連結子会社株式の売却による持分の増減		83,082			83,082
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	336,439	527,757	720,378	20	1,584,555
当期末残高	873,501	1,005,541	2,936,440	229	4,815,254

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	50,003	50,003	28,653	281,933	3,591,290
当期変動額					
新株の発行					499,931
新株の発行（新株予約権の行使）					172,948
剰余金の配当					59,463
親会社株主に帰属する当期純利益					779,841
自己株式の取得					20
連結子会社の増資による持分の増減					108,234
連結子会社株式の取得による持分の増減					
連結子会社株式の売却による持分の増減					83,082
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,625	43,625	14,449	189,651	160,475
当期変動額合計	43,625	43,625	14,449	189,651	1,745,030
当期末残高	6,378	6,378	43,103	471,584	5,336,320

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	873,501	1,005,541	2,936,440	229	4,815,254
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行（新株予約権の行使）	26,737	26,737			53,475
剰余金の配当			62,219		62,219
親会社株主に帰属する当期純利益			511,181		511,181
自己株式の取得					
連結子会社の増資による持分の増減		1,062			1,062
連結子会社株式の取得による持分の増減		188,287			188,287
連結子会社株式の売却による持分の増減		284,296			284,296
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	26,737	121,684	448,961		597,384
当期末残高	900,238	1,127,226	3,385,402	229	5,412,638

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,378	6,378	43,103	471,584	5,336,320
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行（新株予約権の行使）					53,475
剰余金の配当					62,219
親会社株主に帰属する当期純利益					511,181
自己株式の取得					
連結子会社の増資による持分の増減					1,062
連結子会社株式の取得による持分の増減					188,287
連結子会社株式の売却による持分の増減					284,296
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,066	15,066	9,163	2,587	3,315
当期変動額合計	15,066	15,066	9,163	2,587	594,068
当期末残高	8,688	8,688	52,267	474,171	5,930,388

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,255,839	942,091
減価償却費	159,643	206,365
減損損失		33,043
のれん償却額	91,314	146,196
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,577	36,682
受取利息	550	422
受取配当金	525	625
助成金収入	22,456	14,507
新株予約権戻入益	1,016	1,159
支払利息	7,727	7,361
為替差損益(は益)	15,818	10,968
持分法による投資損益(は益)	1,056	19,791
投資有価証券売却損益(は益)	47,965	
投資有価証券評価損益(は益)	5,550	63,435
投資事業組合運用損益(は益)	6,095	1,543
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	729,895	184,176
棚卸資産の増減額(は増加)	197,624	36,953
未収入金の増減額(は増加)	12,114	155,697
仕入債務の増減額(は減少)	48,937	90
未払金の増減額(は減少)	730,085	16,313
未払費用の増減額(は減少)	11,214	55,837
預り金の増減額(は減少)	311,377	380,384
その他	142,835	121,020
小計	2,107,917	1,752,320
利息及び配当金の受取額	1,076	1,047
利息の支払額	7,727	7,337
法人税等の支払額	398,578	637,450
助成金の受取額	64,116	14,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,766,803	1,123,086

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	260,468	145,629
無形固定資産の取得による支出	83,630	3,433
国庫補助金等による収入	54,753	
投資有価証券の取得による支出	168,189	113,123
投資有価証券の売却による収入	94,896	46
敷金及び保証金の差入による支出	4,630	85,362
敷金及び保証金の回収による収入	7,369	1,952
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 556,673	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	² 4,105	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		³ 9,038
その他	3,207	17,712
投資活動によるキャッシュ・フロー	909,260	354,224
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	700,000	521,000
長期借入金の返済による支出	725,738	738,938
株式の発行による収入	499,931	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	172,271	53,475
新株予約権の発行による収入	5,780	
配当金の支払額	59,141	62,036
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		239,999
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	124,719	428,049
非支配株主からの払込みによる収入	217,779	2,326
その他	4,001	489
財務活動によるキャッシュ・フロー	931,599	35,634
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,310	10,968
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,801,453	744,195
現金及び現金同等物の期首残高	2,458,559	4,260,012
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 4,260,012	¹ 5,004,208

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

14社

連結子会社の名称

(株)プラコレ

(株)カヤックアキバスタジオ

(株)鎌倉自宅葬儀社

鎌倉R不動産(株)

ウェルプレイド・ライゼスト(株)

サンネット(株)

(株)八女流

(株)SANKO

(株)カヤックゼロ

(株)ゲムトレ

(株)カヤックボンド

(株)カヤックポラリス

(株)eSP

(株)en-zin

当社の連結子会社であったネイティブ(株)及び(株)Papi llonは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、当社の連結子会社であったマンガデザイナーズラボ(株)は全持分の売却により、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社であるウェルプレイド・ライゼスト(株)が(株)en-zinを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、ウェルプレイド・ライゼスト(株)は2024年2月1日付けで、GLOE(株)に商号を変更しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、非連結子会社であったGULTI CO.,LTD.は清算により非連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 AI Picasso(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ウェルブレイド・ライゼスト(株)の決算日は10月31日、(株)ゲムトレ、(株)eSPの決算日は3月31日、(株)en-zinの決算日は7月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、収益を認識後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

面白プロデュース

当社の企画力、技術力をもとにクライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。

型にとらわれない無形コンテンツを企画・制作する受託開発の形態を採用しており、作業が進捗していくことに伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）を採用しております。

なお、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点において収益を認識しております。

ゲームエンタメ

a. 自社タイトルのアプリ従量課金

スマートフォン等の端末を通じて、当社が開発したモバイルゲームの配信を行っております。配信においては、ユーザーに対し無償でプレイ可能なゲームコンテンツを配信し、当該コンテンツ内で使用するアイテム等を有償で提供しております。提供するアイテムはおおむねプレイ中に即時に消費されるアイテムであり、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーがアイテム等を購入した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

b. ゲームの受託開発

本サービスは主として、㈱カヤックアキバスタジオにて行っており、ソーシャルゲームやXR・VRコンテンツ等の受託開発サービスであります。

当該契約の履行義務は、顧客から受託したゲームソフト・コンテンツの開発業務を実施し成果物を納品することであり、開発の進捗によって、別の用途に転用することができない資産が生じるとともに、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利が発生するため、履行義務の完全な充足に向けた進捗度の測定に基づいて、収益を認識しております。この進捗度の測定は総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）を採用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点において収益を認識しております。

c. 自社タイトルアプリ内の広告枠販売

本サービスは、当社が開発・配信するハイパーカジュアルゲームアプリ内において、アドネットワーク広告を運用しユーザーを獲得するとともに、アプリ内において広告収入を得る収益構造であります。

当該サービスの主な履行義務は、広告配信することであるため、広告配信がなされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

d. メタバース受託開発

当社メタバース専門部隊によるブロックチェーンやAIを活用したコンテンツの受託開発であり、面白プロデュースと同様の会計処理を行っております。

eスポーツ

本サービスは主として、ウェルブレイド・ライズスト㈱にて行っており、ゲームメーカーをはじめとしたクライアントに対し、eスポーツイベントの企画・運営を行っております。本サービスは、eスポーツイベントの制作及びeスポーツ施設の運営・設計・機材調達等を、クライアントから直接、もしくは広告代理店を介して受託し、イベント制作費や施設設計・運営費を収受する収益構造であります。

顧客の要望する仕様通りにイベントを開催することにより、当該取引に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、支払いを受ける権利が確定するため、イベントが終了し顧客が検収した時点で収益を認識しております。

ちいき資本主義

当社は、地方公共団体や地域企業に対して、まちづくりに関するコンテンツの開発とサービスの提供を行っており、地域プロモーションの受託やまちづくりプラットフォームである「SMOUT」及び「まちのコイン」の運営が売上高の大部分を占めております。

プラットフォーム運営における履行義務は、契約期間にわたり継続的にサービスを提供することであり、時の経過にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。地域プロモーションの受託については、面白プロデュースと同様の会計処理を行っております。

その他サービス

新規事業や戦略投資の分野であり、当連結会計年度における売上高の主な構成は、(株)ブラコレが運営するブライダルプラットフォーム「ブラコレWedding」の利用料収入及び(株)SANKOによるブランディング支援やそれに伴うコンテンツ制作売上であります。

プラットフォーム運営については、ちいき資本主義におけるプラットフォーム運営と同様の会計処理を行っており、ブランディング支援やそれに伴うコンテンツ制作売上については、面白プロデュースと同様の会計処理を行っております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（5年～10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しています。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
のれん	851,087	698,515

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合で生じたのれんは、会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、対象会社ごとに見込んだ事業計画に基づく営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候を把握しております。

減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれんについて減損損失は認識しておりません。

減損の兆候の把握に用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度において減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、連結財務諸表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より各資産項目の金額から直接控除して表示しております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた556,225千円は、「預り金」401,439千円及び「その他」154,786千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未収入金の増加額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた128,648千円は、「未収入金の増加額」12,114千円及び「その他」142,835千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
建物及び構築物	567,103千円	541,349千円
土地	550,455千円	550,455千円
計	1,117,558千円	1,091,804千円

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	145,800千円	145,800千円
長期借入金	376,600千円	230,800千円
計	522,400千円	376,600千円

2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
圧縮記帳額	53,345千円	53,345千円
(うち、建物及び構築物)	51,721千円	51,721千円
(うち、工具、器具及び備品)	694千円	694千円
(その他)	929千円	929千円

3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
受取手形	52,682千円	50,487千円

4 当座貸越契約

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	500,000千円	600,000千円
借入実行残高	200,000千円	200,000千円
差引額	300,000千円	400,000千円

5 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「注記事項(収益認識関係)(3) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	534,822千円	590,270千円

7 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
投資有価証券(株式)	39,998千円	39,998千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	712,117千円	735,873千円
広告宣伝費	4,545,802千円	5,746,383千円
貸倒引当金繰入額	千円	9,258千円

- 2 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

- 3 減損損失

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県鎌倉市	事業用資産	ソフトウェア	33,043千円

当社グループは、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされる管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

上記のソフトウェアについては、今後の事業計画の見直しをおこない、将来の収益の見直しと回収可能性を判断した結果、未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	17,516千円	10,487千円
組替調整額	47,965千円	5,741千円
税効果調整前	65,481千円	16,229千円
税効果額	21,615千円	2,823千円
その他有価証券評価差額金	43,866千円	13,406千円
その他の包括利益合計	43,866千円	13,406千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,247,100	706,700		15,953,800
合計	15,247,100	706,700		15,953,800
自己株式				
普通株式(株)	164	23		187
合計	164	23		187

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 539,300株
新株予約権の権利行使による増加 167,400株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権					38,000
	第7回新株予約権					3,452
	第8回新株予約権					1,650
連結子会社(ウェルブレイド・ライゼスト(株))	ストック・オプションとしての新株予約権					
連結子会社(株)Papillon	第1回新株予約権(自己新株予約権)					10,000(10,000)
	第2回新株予約権(自己新株予約権)					6,000(6,000)
合計						43,103

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	59,463	3.90	2021年12月31日	2022年3月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,219	3.90	2022年12月31日	2023年3月24日

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,953,800	155,000		16,108,800
合計	15,953,800	155,000		16,108,800
自己株式				
普通株式(株)	187			187
合計	187			187

（変動事由の概要）

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 155,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権					47,164
	第7回新株予約権					3,452
	第8回新株予約権					1,650
連結子会社 (ウェルブレイド・ライゼスト(株))	ストック・オプションとしての新株予約権					
合計						52,267

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	62,219	3.90	2022年12月31日	2023年3月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,823	3.90	2023年12月31日	2024年3月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	4,132,068千円	5,004,208千円
預け金(流動資産その他)	127,944千円	千円
現金及び現金同等物	4,260,012千円	5,004,208千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

株式の取得により新たに株eSPを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための収入(純額)との関係は次のとおりであります。

なお、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

株eSP	
流動資産	124,570 千円
固定資産	68,354 "
のれん	481,127 "
流動負債	68,624 "
固定負債	28,418 "
非支配株主持分	17,010 "
株式の取得価額	560,000 千円
現金及び現金同等物	41,323 "
差引:取得のための支出	518,677 千円

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はございません。

- 3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はございません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

株式の売却により、マンガデザイナーズラボ(株)が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入(純額)は次のとおりであります。

マンガデザイナーズラボ(株)	
流動資産	97,438 千円
固定資産	14,512 "
のれん	6,376 "
流動負債	45,736 "
固定負債	13,225 "
その他有価証券評価差額金	184 "
非支配株主持分	25,094 "
株式売却益	4,045 "
株式の売却価額	38,500 千円
現金及び現金同等物	29,461 "
差引:売却による収入	9,038 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内	30,770千円	91,371千円
1年超	41,026千円	93,044千円
計	71,796千円	184,415千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営の基本方針である「つくる人を増やす」を実現するために必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは事業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っています。

投資有価証券

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスク軽減に努めております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金

借入金は、主に事業投資や事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（ 3 ）参照）。

前連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	14,449	14,449	
資産計	14,449	14,449	
(2) 長期借入金（ 2 ）	2,038,228	2,038,289	59
負債計	2,038,228	2,038,289	59

- (1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、非上場株式について、当連結会計年度において、5,550千円の減損処理を行っております。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	274,460
投資事業組合等への出資持分	19,362

当連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	50,734	50,734	
資産計	50,734	50,734	
(2) 長期借入金（ 2 ）	1,820,290	1,829,978	9,687
負債計	1,820,290	1,829,978	9,687

- (1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、非上場株式について、当連結会計年度において、63,435千円の減損処理を行っております。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	248,679
投資事業組合等への出資持分	18,735

(注) 1 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,132,068			
受取手形、売掛金及び契約資産	3,037,435			
合計	7,169,503			

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,004,208			
受取手形、売掛金及び契約資産	2,831,250			
合計	7,835,459			

(注) 2 . 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000					
長期借入金	720,815	393,957	389,275	308,475	101,376	124,326
合計	1,020,815	393,957	389,275	308,475	101,376	124,326

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000					
長期借入金	506,963	490,547	409,747	202,648	117,671	92,709
合計	806,963	490,547	409,747	202,648	117,671	92,709

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品区分

前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	14,449			14,449
資産計	14,449			14,449

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	50,734			50,734
資産計	50,734			50,734

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		2,038,289		2,038,289
負債計		2,038,289		2,038,289

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,829,978		1,829,978
負債計		1,829,978		1,829,978

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	11,665	9,505	2,160
債券			
小計	11,665	9,505	2,160
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	2,784	4,095	1,311
債券			
小計	2,784	4,095	1,311
合計	14,449	13,600	849

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額274,460千円)及び投資事業組合等への出資持分(連結貸借対照表計上額19,362千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	21,015	9,505	11,510
債券			
小計	21,015	9,505	11,510
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	29,719	51,278	21,559
債券			
小計	29,719	51,278	21,559
合計	50,734	60,783	10,049

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額248,679千円)及び投資事業組合等への出資持分(連結貸借対照表計上額18,735千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	94,896	47,965	
債券			
合計	94,896	47,965	

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式			
債券			
合計			

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について5,550千円(その他有価証券の株式5,550千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について63,435千円(その他有価証券の株式63,435千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	10,320千円	10,323千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業外収益の 新株予約権戻入益	1,016千円	1,159千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社		
種類	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 160名	当社取締役 4名 当社従業員 51名 子会社取締役 5名 子会社従業員 1名	当社従業員 94名 子会社取締役 4名 子会社従業員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 624,000株	普通株式 39,000株	普通株式 62,100株
付与日	2013年12月31日	2017年12月22日	2020年12月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2016年1月1日から 2023年12月24日まで	2020年1月1日から 2024年12月24日まで	2023年1月1日から 2027年12月24日まで

会社名	提出会社		
種類	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 15名	当社従業員 15名 子会社取締役 5名 子会社従業員 1名	当社従業員 30名 子会社取締役 4名 子会社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,400株	普通株式 25,800株	普通株式 35,700株
付与日	2021年12月24日	2022年12月23日	2023年12月22日
権利確定条件	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2024年1月1日から 2028年12月24日まで	2025年1月1日から 2029年12月24日まで	2026年1月1日から 2030年12月24日まで

会社名	ウェルブレイド・ライゼスト㈱		
種類	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 4名	子会社代表取締役1名 子会社従業員 1名	子会社従業員 45名
株式の種類及び付与数	普通株式 75,000株	普通株式 32,500株	普通株式 41,500株
付与日	2020年7月30日	2021年2月26日	2021年10月30日
権利確定条件	<p>権利行使時においても、当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>その他の条件については、当社子会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2022年11月1日から 2030年7月30日まで	2023年3月1日から 2031年1月30日まで	2023年11月1日から 2031年10月30日まで

(注)付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前						
前連結会計年度末(株)			55,500	50,400	25,800	
付与(株)						35,700
失効(株)			1,600		2,400	
権利確定(株)			18,500			
未確定残(株)			35,400	50,400	23,400	35,700
権利確定後						
前連結会計年度末(株)	173,000	28,500				
権利確定(株)			18,500			
権利行使(株)	155,000					
失効(株)	18,000	1,800	800			
未行使残(株)		26,700	17,700			

会社名	ウェルブレイド・ライゼスト(株)		
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	50,002	32,500	37,900
付与(株)			
失効(株)			4,800
権利確定(株)	50,002	32,500	33,100
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	12,499		
権利確定(株)	50,002	32,500	33,100
権利行使(株)	20,832		1,100
失効(株)	8,334	7,500	
未行使残(株)	33,335	25,000	32,000

(注)付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
種類						
権利行使価格(円)	345	1,448	893	812	1,362	746
行使時平均株価(円)	733					
付与日における公正な 評価単価(円)		a.717 b.749 c.778	d.327 e.367 f.378	g.216 h.228 i.259	j.251 k.261 l.269	m.241 n.248 o.262

会社名	ウェルブレイド・ライゼスト(株)		
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
種類			
権利行使価格(円)	80	320	600
行使時平均株価(円)	2,114		1,185
付与日における公正な 評価単価(円)			

(注) 1 . 付与後に実施された株式分割を考慮した上で記載しております。

(注) 2 . 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a.2020年1月1日から2024年12月24日まで
- b.2021年1月1日から2024年12月24日まで
- c.2022年1月1日から2024年12月24日まで
- d.2023年1月1日から2027年12月24日まで
- e.2024年1月1日から2027年12月24日まで
- f.2025年1月1日から2027年12月24日まで
- g.2024年1月1日から2028年12月24日まで
- h.2025年1月1日から2028年12月24日まで
- i.2026年1月1日から2028年12月24日まで
- j.2025年1月1日から2029年12月24日まで
- k.2026年1月1日から2029年12月24日まで
- l.2027年1月1日から2029年12月24日まで
- m.2026年1月1日から2030年12月24日まで
- n.2027年1月1日から2030年12月24日まで
- o.2028年1月1日から2030年12月24日まで

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主要な基礎数値及びその見積り方法

会社名	提出会社		
	第10回 新株予約権		
種類	m	n	o
株価変動性 (注) 1	51.8%	50.6%	51.1%
予想残存期間 (注) 2	4.5年	5.0年	5.5年
予想配当 (注) 3	3.90円/株	3.90円/株	3.90円/株
無リスク利率 (注) 4	0.18%	0.22%	0.24%

(注) 1. 2018年6月16日から2023年12月22日の株価実績により算定しました。

2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2023年12月期の配当予想によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の

合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

提出会社

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	千円
(2) 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	60,163千円

ウェルプレイド・ライゼスト㈱

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	102,293千円
(2) 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	43,016千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	26,624千円	17,895千円
未払金	9,736千円	10,334千円
契約負債	4,885千円	6,016千円
未実現利益	477千円	833千円
貸倒引当金	32,958千円	29,345千円
ソフトウェア償却超過額	68,947千円	98,368千円
のれん	363千円	27千円
株式報酬費用	5,043千円	2,334千円
投資有価証券評価損	47,582千円	57,222千円
税務上の繰越欠損金(注)	85,376千円	72,140千円
その他有価証券評価差額金		7,765千円
その他	41,097千円	24,622千円
繰延税金資産小計	323,094千円	326,908千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	85,376千円	72,140千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	76,349千円	81,612千円
評価性引当額小計	161,726千円	153,753千円
繰延税金資産合計	161,367千円	173,155千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,392千円	5,997千円
その他	15,059千円	6,813千円
繰延税金負債合計	16,452千円	12,811千円
繰延税金資産(負債)純額	144,915千円	160,343千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	1,214		7,250	22,743	19,852	34,315	85,376
評価性引当額	1,214		7,250	22,743	19,852	34,315	85,376
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)		4,997	22,743	11,585	7,242	25,572	72,140
評価性引当額		4,997	22,743	11,585	7,242	25,572	72,140
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.3%	30.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.4%
住民税均等割等	0.4%	0.6%
税額控除		1.1%
株式報酬費用	0.1%	0.3%
評価性引当額の増減	0.4%	0.9%
のれん償却額	2.4%	4.7%
連結子会社との適用税率差異	1.7%	2.9%
その他	1.5%	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3%	39.8%

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2022年8月31日に行われた(株)eSPとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額の見直しを行った結果、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、無形固定資産のその他に51,133千円、固定負債のその他に18,874千円が配分された結果、暫定的に算定されたのれんの金額495,532千円は、37,316千円減少し、458,216千円となりました。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

売上区分	金額(千円)
面白プロデュース	1,926,280
ゲームエンタメ	9,692,511
eスポーツ	2,773,918
ちいき資本主義	468,852
その他サービス	1,640,704
顧客との契約から生じる収益	16,502,267
その他の収益	
外部顧客への売上高	16,502,267

当連結会計年度 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

売上区分	金額(千円)
面白プロデュース	1,877,505
ゲームエンタメ	10,564,508
eスポーツ	2,627,158
ちいき資本主義	777,282
その他サービス	1,620,709
顧客との契約から生じる収益	17,467,164
その他の収益	
外部顧客への売上高	17,467,164

(注) 売上区分の変更に関する事項

当連結会計年度より、「面白法人ブランド」の強化等を目的として、従来「クリエイティブプロデュース」に含めていた連結子会社2社(株SANKO、マンガデザイナーズラボ(株))の収益を「その他サービス」に区分変更し、「クリエイティブプロデュース」を「面白プロデュース」に名称変更しております。また、「その他サービス」に含めていたメタバース専門部隊の収益を、技術的親和性の高い「ゲームエンタメ」に区分変更をしております。

なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、当連結会計年度における売上区分に基づき作成したものを開示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、「注記事項(連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)4.会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,211,799	2,866,203
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,866,203	2,479,426
契約資産(期首残高)	83,200	171,232
契約資産(期末残高)	171,232	351,824
契約負債(期首残高)	77,171	146,622
契約負債(期末残高)	146,622	190,964

契約資産は、履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約負債は、顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、自社タイトルのゲームコンテンツにおいてアイテム課金された金額を含んでおります。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	面白プロデュース	ゲーム エンタメ	eスポーツ	ちいき 資本主義	その他 サービス	合計
外部顧客への売上高	1,926,280	9,692,511	2,773,918	468,852	1,640,704	16,502,267

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	アジア	その他	合計
10,813,644	3,904,884	1,265,563	518,174	16,502,267

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
AppLovin Corp.	2,018,072	
(株)バンダイナムコスタジオ	1,037,468	
AdMob Google Inc.	939,106	

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	面白プロデュース	ゲーム エンタメ	eスポーツ	ちいき 資本主義	その他 サービス	合計
外部顧客への売上高	1,877,505	10,564,508	2,627,158	777,282	1,620,709	17,467,164

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	アジア	その他	合計
10,642,932	4,510,970	1,333,886	979,374	17,467,164

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
AppLovin Corp.	2,758,891	
Mintegral Int'l Ltd.	1,108,936	
AdMob Google Inc.	986,643	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引価額(千円)(注)	科目	期末残高(千円)
役員	久場智喜			当社代表取締役	(被所有) 直接20.7	当社代表取締役	子会社株式の取得	34,821		

(注) 子会社株式の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引価額(千円)(注)	科目	期末残高(千円)
役員	久場智喜			当社代表取締役	(被所有) 直接19.3	当社代表取締役	子会社株式の取得	61,037		
							子会社株式の売却	59,744		

(注) 子会社株式の取得価額及び売却価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	302円23銭	335円47銭
1株当たり当期純利益	50円11銭	31円97銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	49円54銭	31円58銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	779,841	511,181
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	779,841	511,181
普通株式の期中平均株式数(株)	15,561,927	15,988,849
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	181,136	197,909
(うち新株予約権)(株)	(181,136)	(197,909)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>2017年11月14日開催の取締役会において決議された第4回新株予約権(新株予約権の株数26,700株)</p> <p>2020年12月11日開催の取締役会において決議された第5回新株予約権(新株予約権の株数53,100株)</p> <p>2022年5月23日開催の取締役会において決議された第8回新株予約権(新株予約権の株数600,000株)</p> <p>2022年12月9日開催の取締役会において決議された第9回新株予約権(新株予約権の株数23,400株)</p> <p>2023年12月8日開催の取締役会において決議された第10回新株予約権(新株予約権の株数35,700株)</p>	<p>2017年11月14日開催の取締役会において決議された第4回新株予約権(新株予約権の株数26,700株)</p> <p>2020年12月11日開催の取締役会において決議された第5回新株予約権(新株予約権の株数53,100株)</p> <p>2022年5月23日開催の取締役会において決議された第8回新株予約権(新株予約権の株数600,000株)</p> <p>2022年12月9日開催の取締役会において決議された第9回新株予約権(新株予約権の株数23,400株)</p> <p>2023年12月8日開催の取締役会において決議された第10回新株予約権(新株予約権の株数35,700株)</p>

(重要な後発事象)

1. 英治出版(株)の連結子会社化

当社は2024年2月15日開催の取締役会において、英治出版(株)(以下、「英治出版」という。)の株式を取得し、当社の子会社とすることを決議いたしました。また、2024年2月29日付けで株式取得に係る契約を締結し、同日付で取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 英治出版(株)

事業の内容 出版業(その他サービスに区分する予定であります)

企業結合を行った主な理由

英治出版は小規模な組織ながら、主にビジネスパーソンに向けた学びや社会課題といったテーマの中でロングセラー、ベストセラーを数多く生んできた出版社であります。

英治出版を当社グループに迎えることで、同社既存の本の出版のみならず、そのビジネスコンテンツの開発力を広義に捉え、当社の持つサービスやエンタテインメントコンテンツの開発力と組み合わせた新たな「まなびコンテンツ」の展開を検討していきます。また、それらのビジネスコンテンツを通じて、共に学び、共に成長するというテーマへ広げ、当社のコミュニティ活性化の技術を組み合わせることによる事業機会拡大も構想してまいります。

さらに、当社が培ってきたビジネス領域での先進的なナレッジやネットワークは、当社が志向する新しい組織運営や経営のあり方にも反映できると考えます。同社のアセットを活かして、面白法人グループとしての新しいガバナンスのあり方や経営的進化も推し進めながら、グループ全体としての競争力強化と企業価値向上を目指します。

企業結合日

2024年2月29日

企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得する議決権比率

99.9%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得により英治出版の議決権の99.9%を取得することによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	414,288千円
取得原価		414,288千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項ありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	503,938千円
負債合計	209,388千円
売上高	444,553千円
営業利益	73,754千円
経常利益	74,057千円
税引前当期純利益	68,293千円
当期純利益	45,124千円

(注) 当該注記は監査証明を受けておりません。

2. 株式取得による持分法適用関連会社化

当社は2024年2月19日開催の取締役会において、琉球フットボールクラブ(株)(以下、「FC琉球」という。)の株式を取得し、当社グループの持分法適用関連会社とすることを決議いたしました。また、2024年3月4日付けで株式取得に係る契約を締結し、同日付で取得いたしました。

(1) 株式取得の目的

沖縄という地に当社グループとして事業展開をしていく中で、Jリーグの中でも先進的な取り組みを行ってきたFC琉球(Jリーグ初の高等学院の運営、暗号資産の発行等)と取り組むことで当社グループ・FC琉球での協業を通じた成長戦略が描ける可能性を持つにいたしました。

また、当社は鎌倉に続く第2本社「面白法人カヤック沖縄本社」を年内に沖縄県内に設立する予定です。沖縄県を、カヤックが推進する地域資本主義における最重点地域として位置づけ、沖縄の豊かな地域資本を活かし、沖縄県全体の振興に繋がる事業を推し進めてまいります。面白法人グループとしての既存事業の成長と新領域での成長を推し進めながら、グループ全体としての競争力強化と企業価値向上を目指します。

(2) 持分法適用関連会社化する会社の名称、事業規模、事業内容

名称 : 琉球フットボールクラブ(株)
所在地 : 沖縄県沖縄市安慶田 5-1-16
代表者 : 代表取締役 倉林 啓士郎
事業規模 : 資本金 97,750千円(2023年9月末時点)
事業内容 : プロサッカーチーム FC琉球の運営

(3) 株式取得の時期

2024年3月4日

(4) 取得する株式の数及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 2,605株
取得後の持分比率 : 29.6%

(注) 既存株主5社からの取得及び第三者割当増資の引き受けにより取得するものであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	300,000	0.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	720,815	506,963	0.5	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,317,413	1,313,326	0.6	2025年1月31日～ 2035年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
合計	2,338,229	2,120,290		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	490,547	409,747	202,648	117,671

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,219,100	8,113,011	12,594,839	17,467,164
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	416,963	514,445	827,929	942,091
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	264,820	313,120	489,981	511,181
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	16.59	19.61	30.69	31.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	16.59	3.18	11.06	1.32

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,690,724	2,520,750
受取手形	5,886	1,537
売掛金	1 1,682,664	1 1,693,734
契約資産	171,232	351,824
仕掛品	4,107	2,306
前払費用	42,578	59,343
その他	1 236,024	1 116,023
貸倒引当金		9,255
流動資産合計	3,833,217	4,736,263
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 748,754	2 721,988
構築物（純額）	2 15,807	2 15,298
工具、器具及び備品（純額）	36,974	38,491
土地	2 584,087	2 584,087
その他（純額）	1,085	2,729
有形固定資産合計	1,386,708	1,362,595
無形固定資産		
借地権	98,320	91,204
商標権	45	11
ソフトウェア	56,397	1,915
のれん		88,920
その他	1,072	974
無形固定資産合計	155,837	183,026
投資その他の資産		
投資有価証券	232,149	253,236
関係会社株式	1,894,877	2,052,968
関係会社長期貸付金	418,039	379,506
繰延税金資産	122,858	159,370
その他	1 57,777	1 68,906
貸倒引当金	43,095	
投資その他の資産合計	2,682,607	2,913,988
固定資産合計	4,225,152	4,459,610
資産合計	8,058,370	9,195,874

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 234,561	1 281,512
短期借入金	3 200,000	3 200,000
1年内返済予定の長期借入金	2 586,239	2 428,508
未払金	1,152,993	1 1,172,081
未払費用	168,225	200,613
未払法人税等	110,817	166,960
契約負債	49,249	65,215
預り金	348,233	701,051
受注損失引当金	13,632	
その他	25,700	1 4,976
流動負債合計	2,889,653	3,220,918
固定負債		
長期借入金	2 884,761	2 973,253
その他	7,860	1 7,020
固定負債合計	892,621	980,273
負債合計	3,782,274	4,201,191
純資産の部		
株主資本		
資本金	873,501	900,238
資本剰余金		
資本準備金	813,501	840,238
資本剰余金合計	813,501	840,238
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,540,477	3,217,006
利益剰余金合計	2,540,477	3,217,006
自己株式	229	229
株主資本合計	4,227,250	4,957,255
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,741	14,839
評価・換算差額等合計	5,741	14,839
新株予約権	43,103	52,267
純資産合計	4,276,095	4,994,682
負債純資産合計	8,058,370	9,195,874

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 9,851,524	1 11,402,109
売上原価	1 3,975,726	1 4,312,804
売上総利益	5,875,797	7,089,305
販売費及び一般管理費	1、2 5,377,252	1、2 6,674,684
営業利益	498,544	414,620
営業外収益		
受取利息	1 3,199	1 2,168
受取配当金		200,000
助成金収入	2,245	496
投資事業組合運用益	6,095	
新株予約権戻入益	1,016	1,159
貸倒引当金戻入益	1,759	
為替差益		21,418
その他	1,672	8,760
営業外収益合計	15,988	234,002
営業外費用		
支払利息	4,841	3,715
貸倒損失		2,035
株式交付費	2,459	
投資事業組合運用損		1,543
為替差損	10,512	
その他	556	7,790
営業外費用合計	18,369	15,083
経常利益	496,163	633,539
特別利益		
投資有価証券売却益	47,965	
関係会社株式売却益	123,469	423,249
特別利益合計	171,434	423,249
特別損失		
投資有価証券評価損	5,550	63,435
減損損失		33,043
関係会社株式評価損		5,100
特別損失合計	5,550	101,578
税引前当期純利益	662,048	955,209
法人税、住民税及び事業税	201,422	290,306
法人税等調整額	4,263	30,057
法人税等合計	197,159	260,249
当期純利益	464,889	694,960

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		1,464,655	37.2	1,607,739	37.3
経費		2,472,941	62.8	2,703,263	62.7
当期総製造費用		3,937,596	100.0	4,311,003	100.0
期首仕掛品棚卸高		42,237		4,107	
合計		3,979,834		4,315,110	
期末仕掛品棚卸高		4,107		2,306	
当期売上原価		3,975,726		4,312,804	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
外注費(千円)	2,131,402	2,386,777
サーバー管理費(千円)	107,996	98,698
減価償却費(千円)	90,989	86,111

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	537,061	477,061	477,061	2,135,051	2,135,051	208	3,148,965
当期変動額							
新株の発行	249,965	249,965	249,965				499,931
新株の発行（新株予約権 の行使）	86,474	86,474	86,474				172,948
剰余金の配当				59,463	59,463		59,463
当期純利益				464,889	464,889		464,889
自己株式の取得						20	20
合併による増加							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	336,439	336,439	336,439	405,426	405,426	20	1,078,285
当期末残高	873,501	813,501	813,501	2,540,477	2,540,477	229	4,227,250

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	49,059	49,059	28,653	3,226,678
当期変動額				
新株の発行				499,931
新株の発行（新株予約権 の行使）				172,948
剰余金の配当				59,463
当期純利益				464,889
自己株式の取得				20
合併による増加				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	43,317	43,317	14,449	28,867
当期変動額合計	43,317	43,317	14,449	1,049,417
当期末残高	5,741	5,741	43,103	4,276,095

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	873,501	813,501	813,501	2,540,477	2,540,477	229	4,227,250
当期変動額							
新株の発行							
新株の発行（新株予約権 の行使）	26,737	26,737	26,737				53,475
剰余金の配当				62,219	62,219		62,219
当期純利益				694,960	694,960		694,960
自己株式の取得							
合併による増加				43,788	43,788		43,788
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	26,737	26,737	26,737	676,529	676,529		730,004
当期末残高	900,238	840,238	840,238	3,217,006	3,217,006	229	4,957,255

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,741	5,741	43,103	4,276,095
当期変動額				
新株の発行				
新株の発行（新株予約権 の行使）				53,475
剰余金の配当				62,219
当期純利益				694,960
自己株式の取得				
合併による増加				43,788
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	20,581	20,581	9,163	11,417
当期変動額合計	20,581	20,581	9,163	718,586
当期末残高	14,839	14,839	52,267	4,994,682

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～38年
構築物	15年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、収益を認識後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（1）面白プロデュース

当社の企画力、技術力をもとにクライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。

型にとらわれない無形コンテンツを企画・制作する受託開発の形態を採用しており、作業が進捗していくことに伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は総見積原価に対する事業年度末までの発生原価の割合（原価比例法）を採用しております。

なお、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点において収益を認識しております。

（2）ゲームエンタメ

a. 自社タイトルのアプリ従量課金

スマートフォン等の端末を通じて、当社が開発したモバイルゲームの配信を行っております。配信においては、ユーザーに対し無償でプレイ可能なゲームコンテンツを配信し、当該コンテンツ内で使用するアイテム等を有償で提供しております。

提供するアイテムはおおむねプレイ中に即時に消費されるアイテムであり、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーがアイテム等を購入した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

b. 自社タイトルアプリ内の広告枠販売

本サービスは、当社が開発・配信するハイパーカジュアルゲームアプリ内において、アドネットワーク広告を運用しユーザーを獲得するとともに、アプリ内において広告収入を得る収益構造であります。当該サービスの主な履行義務は、広告配信することであるため、広告配信がなされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

c. メタバース受託開発

当社メタバース専門部隊によるブロックチェーンやAIを活用したコンテンツの受託開発であり、（1）面白プロデュースと同様の会計処理を行っております。

（3）ちいき資本主義

当社は、地方公共団体や地域企業に対して、まちづくりに関するコンテンツの開発とサービスの提供を行っており、地域プロモーションの受託やまちづくりプラットフォームである「SMOUT」及び「まちのコイン」の運営が売上高の大部分を占めております。

プラットフォーム運営における履行義務は、契約期間にわたり継続的にサービスを提供することであり、時の経過にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。地域プロモーションの受託については、（1）面白プロデュースと同様の会計処理を行っております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投融資の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
関係会社株式	1,894,877	2,052,968
関係会社長期貸付金	418,039	379,506
関係会社株式評価損		5,100

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

また、関係会社の貸付金については、関係会社の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上する方針としております。

関係会社の財政状態は対象会社ごとに取得可能な財務情報を基礎として判断し、財政状態が悪化した関係会社投融資の評価にあたっては将来の事業計画、事業環境等を基礎として、株式の実質価額の回復可能性や貸付金の回収可能性を判定しております。

以上の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度において関係会社株式について減損処理を行い、5,100千円の関係会社株式評価損を計上しております。

株式の実質価額の回復可能性等の判定に用いた事業計画は、設立時または取得時の事業計画や過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度において関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金が計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、財務諸表の明瞭性を高めるため、当事業年度より各資産項目の金額から直接控除して表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く。)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	99,720千円	50,965千円
長期金銭債権	7,972千円	54,081千円
短期金銭債務	59,340千円	51,674千円
長期金銭債務	550千円	550千円

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物	557,177千円	532,345千円
構築物	9,925千円	9,003千円
土地	550,455千円	550,455千円
計	1,117,558千円	1,091,804千円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	145,800千円	145,800千円
長期借入金	376,600千円	230,800千円
計	522,400千円	376,600千円

3 当座貸越契約

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	450,000千円	450,000千円
借入実行残高	200,000千円	200,000千円
差引額	250,000千円	250,000千円

4 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
(株)カヤックアキバスタジオ	37,518千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	106,827千円	101,977千円
売上原価	283,007千円	519,334千円
販売費及び一般管理費	14,828千円	11,045千円
営業取引以外の取引高	3,170千円	2,135千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83.8%、当事業年度85.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16.2%、当事業年度14.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	273,915千円	281,213千円
広告宣伝費	4,505,363千円	5,665,168千円
貸倒引当金繰入額	千円	9,255千円
減価償却費	9,722千円	12,509千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2022年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 子会社株式	76,750	5,295,750	5,219,000
(2) 関連会社株式			
計	76,750	5,295,750	5,219,000

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	1,778,129
関連会社株式	39,998
計	1,818,127

当事業年度(2023年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 子会社株式	71,950	2,105,257	2,033,307
(2) 関連会社株式			
計	71,950	2,105,257	2,033,307

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	1,941,019
関連会社株式	39,998
計	1,981,018

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,458千円	13,172千円
未払金	9,481千円	9,820千円
ソフトウェア償却超過額	66,384千円	97,859千円
契約負債	4,885千円	6,016千円
株式報酬費用	5,043千円	2,334千円
投資有価証券評価損	51,089千円	62,602千円
その他有価証券評価差額金	千円	6,454千円
その他	38,112千円	36,344千円
繰延税金資産小計	183,455千円	234,603千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	60,596千円	75,233千円
評価性引当額小計	60,596千円	75,233千円
繰延税金資産合計	122,858千円	159,370千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	千円
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産(負債)の純額	122,858千円	159,370千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.3%	30.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		6.3%
住民税均等割等	0.3%	0.3%
株式報酬費用	0.2%	0.3%
のれん償却額		0.5%
評価性引当額の増減	0.2%	1.5%
繰越欠損金の充当		1.2%
その他	1.2%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8%	27.2%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首 帳簿価額 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期 償却額 (千円)	期末 帳簿価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定 資産	建物	748,754	14,781		41,546	721,988	216,392
	構築物	15,807	1,009		1,518	15,298	7,529
	工具、器具 及び備品	36,974	28,480	368	26,595	38,491	203,563
	土地	584,087				584,087	
	その他	1,085	17,794	15,878	271	2,729	7,377
	計	1,386,708	62,066	16,246	69,932	1,362,595	434,862
無形 固定 資産	借地権	98,320			7,116	91,204	
	商標権	45			34	11	
	ソフトウェア	56,397		33,043 (33,043)	21,439	1,915	
	のれん		104,518		15,597	88,920	
	その他	1,072			98	974	
	計	155,837	104,518	33,043	44,286	183,026	

(注) 1. 当期減少額の欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC購入代金	20,127千円
のれん	ネイティブ㈱及びPapillon㈱との吸収合併に伴う増加	104,518千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	43,095	9,255	43,095	9,255
受注損失引当金	13,632		13,632	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.kayac.com/ir/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待内容 「まちの社員食堂」 お食事を会員価格にてご提供 「まちのコイン」 3,900クルッポ 「まごころサポート」20分500円体験3回分無料 「自分達の会社・地域に面白い仕組み導入ワークショップ」 集合型研修に無料ご招待 「鎌倉自宅葬儀社」 葬儀プラン料金5万円割引

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

2023年3月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

2023年3月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

2023年5月11日関東財務局長に提出。

第19期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月14日関東財務局長に提出。

第19期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

2023年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年3月27日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2023年12月31日)

2023年3月31日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月22日

株式会社カヤック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和 寿

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カヤックの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カヤック及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結決算における連結子会社の財務数値の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社カヤックは、事業拡大を加速する有効な手段のひとつとしてM&A（企業買収等）を活用しており、M&Aにより株式会社カヤックアキバスタジオ（2016年2月取得）、ウェルブレイド・ライゼスト株式会社（2017年6月取得）、株式会社SANKO（2020年11月取得）、株式会社カヤックbond（2021年9月取得）等の関係会社を取得する一方、株式会社プラコレ（2015年11月設立）等の連結子会社も設立している。この結果、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高17,467,164千円のうち、連結子会社における売上高が35%を占めており、これは各連結子会社が提供したさまざまなサービスから構成されている。</p> <p>連結財務諸表は株式会社カヤック及び連結子会社の個別財務諸表を基礎として作成されるが、株式会社カヤックの経理部は各連結子会社の財務数値を検証し、必要に応じて決算整理仕訳を作成して、連結財務諸表を作成している。一定の重要性が認められる連結子会社が複数存在することから、各連結子会社における月次決算や各連結子会社及び株式会社カヤックによる決算整理仕訳で財務数値の誤りが発生する可能性があり、その場合には連結財務諸表に影響を及ぼすことになる。</p> <p>以上より、当監査法人は、連結決算における連結子会社の財務数値の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結決算における連結子会社の財務数値の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>1. 連結決算に関連する内統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社カヤック 連結子会社の財務数値の検証を含む決算・財務報告プロセスに係る内部統制の有効性を評価した。 ・重要な子会社 株式会社カヤックアキバスタジオ、ウェルブレイド・ライゼスト株式会社、株式会社SANKO、株式会社カヤックbond及び株式会社プラコレについて、各社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制の有効性を評価した。 <p>2. 連結子会社の財務数値の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上高を含めた財務諸表全体に重要性が認められる連結子会社については、財務諸表全体に対して財務情報の監査を実施し、売上高に関連する特定の勘定科目に重要性が認められる連結子会社については、当該勘定科目を中心に検証を実施した。 ・ウェルブレイド・ライゼスト株式会社 同社の決算日である2023年10月31日までの財務数値について同社の会計監査人の監査結果を利用した上で、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表に対して財務情報の監査を実施した。具体的には、勘定科目別の四半期趨勢分析を実施した上で、当監査法人が設定した一定の基準値を上回る勘定科目の検証等を実施した。 ・株式会社カヤックアキバスタジオ 同社の財務諸表の重要性を鑑み、財務情報の監査を実施した。具体的には、勘定科目別の四半期趨勢分析を実施した上で、当監査法人が設定した一定の基準値を上回る勘定科目の検証等を実施した。 ・株式会社SANKO、株式会社カヤックbond及び株式会社プラコレ 各社の売上高、外注費等の重要性に鑑み、当該勘定科目について監査手続を実施し、当該財務数値の信頼性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カヤックの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カヤックが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

株式会社カヤック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和 寿

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カヤックの2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カヤックの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社カヤックは、事業拡大を加速する有効な手段のひとつとしてM&A（企業買収等）を活用しており、M&Aにより株式会社カヤックアキバスタジオ（2016年2月取得）、ウェルブレイド・ライゼスト株式会社（2017年6月取得）、株式会社SANKO（2020年11月取得）、株式会社カヤックボンド（2021年9月取得）等の関係会社を取得する一方、株式会社プラコレ（2015年11月設立）等の関係会社も設立している。この結果、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式は2,052,968千円、関係会社長期貸付金は379,506千円と、関係会社投融資の合計金額2,432,474千円は総資産の26%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）の「関係会社投融資の評価」に記載されているとおり、関係会社の財政状態の悪化により関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き実質価額まで減損処理され、関係会社貸付金の回収不能見込額は貸倒引当金として計上される。株式会社カヤックは、関係会社投融資の評価にあたって、関係会社ごとに取得可能な財務情報、将来の事業計画等を基礎として回復可能性及び回収不能見込額を見積もっており、実質価額が著しく低下しているものの回復することが見込まれることから評価損を計上していない場合や、評価損を計上しているものの貸付金は回収可能と判断している場合がある。見積りに用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益率を基礎としており、これらの仮定には、将来の予測が含まれている。</p> <p>関係会社投融資の金額的重要性が高く、関係会社の財政状態が悪化した場合の株式の減損処理、貸付金に対する貸倒引当金の計上には経営者の判断を伴うことから、関係会社投融資の評価が財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上により、当監査法人は、関係会社投融資の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社投融資の評価を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社カヤックが作成した関係会社投融資の評価資料において使用された財務数値が、関係会社の財務諸表と整合しているかどうかを確かめた。連結子会社の財務数値の検討については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項の「監査上の対応」に記載のとおりである。 関係会社株式のうち、設立した関係会社については取得価額と純資産に基づく実質価額を比べ、実質価額の著しい低下がないかどうかを検討した。また、取得した関係会社については取得時の事業計画と財務数値を比較し、実質価額に含まれる超過収益力が毀損していないかどうかを検討した。 関係会社株式のうち、実質価額は著しく低下しているものの、回復することを見込んで評価損を計上していない場合、その前提となる事業計画について、設立時または取得時の事業計画との比較を実施したうえで、売上高成長率及び営業利益率が過去の経営成績を踏まえ見積りの不確実性を考慮しているかを含めて、合理性を検討した。合理性の検討にあたっては、事業内容の理解、過去の経営成績との比較、経営者への質問及び取締役会議事録の閲覧等を実施した。 実質価額が著しく低下している関係会社に対する貸付金について、関係会社の財政状態や事業計画に基づき算出された返済原資と貸付金残高を比較し、回収不能見込額が適切に評価されているかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。